

岩手県告示第 369 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 1 項の規定により、区画漁業権の免許予定日、申請期間、存続期間、免許の内容たるべき事項、地元地区及び条件を次のとおり定める。

平成 20 年 4 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 免許予定日 平成 20 年 9 月 1 日
- 2 申請期間 平成 20 年 4 月 30 日から同年 7 月 10 日まで
- 3 存続期間
  - (1) 第一種区画漁業 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで
  - (2) 第三種区画漁業 平成 20 年 9 月 1 日から平成 25 年 8 月 31 日まで

注 各漁場区域の表示している角度の度数は、不動物体（方位標）からの角度の度数をもって表示した。

公示番号 一区第 1 号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃

- (2) 漁場の位置 九戸郡洋野町種市平内地先（沖種市）
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
基点第 5 号の 3 九戸郡洋野町種市川尻漁港北側埋立地の標識  
方位標 青森県階上町階上灯台の中心  
ア点 基点第 5 号の 3 から方位標を見通した線を基準として 16 度 2,050 メートルの点  
イ点 基点第 5 号の 3 から方位標を見通した線を基準として 52 度 30 分 2,740 メートルの点  
ウ点 基点第 5 号の 3 から方位標を見通した線を基準として 78 度 1,940 メートルの点  
エ点 基点第 5 号の 3 から方位標を見通した線を基準として 40 度 740 メートルの点
- 2 地元地区 九戸郡洋野町種市第 33 地割から第 38 地割まで
- 3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 2 号

- 1 免許の内容たるべき事項
  - (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
	まつも養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

- (2) 漁場の位置 九戸郡洋野町種市川尻地先（川尻）
- (3) 漁場の区域 次の基点第 5 号の 1、ア、イ及び基点第 5 号の 4 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域  
基点第 5 号の 1 九戸郡洋野町種市川尻漁港北側護岸の標識

基点第5号の3 九戸郡洋野町種市川尻漁港北側埋立地の標識

基点第5号の4 九戸郡洋野町種市川尻漁港東側防波堤上の標識

方位標 青森県階上町階上灯台の中心

ア点 基点第5号の3から方位標を見通した線を基準として27度30分150メートルの点

イ点 基点第5号の3から方位標を見通した線を基準として135度30分167メートルの点

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第25地割から第29地割まで及び第31地割から第33地割まで

公示番号 一区第3号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8月1日から翌年5月31日まで
	まつも養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町種市川尻及び種市地先（岸種市）

(3) 漁場の区域 次の基点第5号の5、ア、イ、ウ、エ及び基点第8号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第5号の5 九戸郡洋野町種市川尻漁港西側海岸保全護岸の標識

基点第8号 九戸郡洋野町種市種市漁港北側防波堤基部の標識

方位標1 青森県階上町階上灯台の中心

方位標2 基点第8号の3（九戸郡洋野町種市種市漁港東防波堤上の標識）

ア点 基点第5号の5から方位標1を見通した線を基準として96度30分140メートルの点

イ点 基点第5号の5から方位標1を見通した線を基準として164度43分メートルの点

ウ点 基点第8号から方位標2を見通した線を基準として213度50分450メートルの点

エ点 基点第8号から方位標2を見通した線を基準として306度50分200メートルの点

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第18地割、第20地割から第29地割まで及び第31地割から第33地割まで

公示番号 一区第4号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 九戸郡洋野町種市宿戸地先（大浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第21号の1 九戸郡洋野町種市八木北港北側大規模増殖場埋立地の標識

方位標 九戸郡洋野町種市宿戸漁港南側合の浜埋立地南角

ア点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として14度30分1,830メートルの点

イ点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として26度30分1,950メートルの点

ウ点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として42度30分1,200メートルの点

エ点 基点第21号の1から方位標を見通した線を基準として24度1,000メートルの点

2 地元地区 九戸郡洋野町種市第3地割から第7地割まで

- 3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第5号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市長内町二子地先(二子)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第45号 久慈市長内町高堂村崎の標識

方位標 久慈市待浜町牛島灯台の中心

ア点 基点第45号から方位標を見通した線を基準として259度30分540メートルの点

イ点 基点第45号から方位標を見通した線を基準として275度570メートルの点

ウ点 基点第45号から方位標を見通した線を基準として49度30分400メートルの点

エ点 基点第45号から方位標を見通した線を基準として71度30分360メートルの点

2 地元地区 久慈市

- 3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第6号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 久慈市長内町大尻地先(大尻)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第48号の4 久慈市長内町ジャッパラの標識

方位標 久慈市侍浜町牛島灯台の中心

ア点 基点第 48 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 2 度 10 分 495 メートルの点

イ点 基点第 48 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 35 度 1, 200 メートルの点

ウ点 基点第 48 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 67 度 1, 170 メートルの点

エ点 基点第 48 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 91 度 450 メートルの点

2 地元地区 久慈市

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 7 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先（北野田）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 62 号の 1 九戸郡野田村大字野田前浜防潮堤北側曲部の標識

方位標 九戸郡野田村野田漁港防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第 62 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 351 度 2, 610 メートルの点

イ点 基点第 62 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 17 度 3, 750 メートルの点

ウ点 基点第 62 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 27 度 3, 580 メートルの点

エ点 基点第 62 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 28 度 30 分 4, 300 メートルの点

オ点 基点第 62 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 39 度 4, 240 メートルの点

カ点 基点第 62 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 42 度 30 分 1, 920 メートルの点

2 地元地区 九戸郡野田村

3 条件 ア、イ、エ、オ及びカの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びオとカの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 8 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字野田地先（南野田）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第62号の1 九戸郡野田村大字野田前浜防潮堤北側曲部の標識

方位標 九戸郡野田村野田漁港防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第62号の1から方位標を見通した線を基準として46度30分2,130メートルの点

イ点 基点第62号の1から方位標を見通した線を基準として40度30分4,270メートルの点

ウ点 基点第62号の1から方位標を見通した線を基準として52度4,430メートルの点

エ点 基点第62号の1から方位標を見通した線を基準として62度30分2,580メートルの点

2 地元地区 九戸郡野田村

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線を3等分した2点及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第9号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 九戸郡野田村大字玉川地先（玉川）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第65号の1 九戸郡野田村大字玉川権現鼻の標識

方位標 九戸郡野田村野田漁港防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第65号の1から方位標を見通した線を基準として19度45分2,820メートルの点

- イ点 基点第 65 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 57 度 45 分 3, 260 メートルの点
- ウ点 基点第 65 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 101 度 15 分 3, 220 メートルの点
- エ点 基点第 65 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 108 度 15 分 3, 015 メートルの点
- オ点 基点第 65 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 128 度 15 分 2, 095 メートルの点

2 地元地区 九戸郡野田村

- 3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 10 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村堀内地先 (大根崎)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 105 号 下閉伊郡普代村馬場野地先松磯島の標識

基点第 106 号の 1 下閉伊郡普代村白井地先大根崎北端の標識

基点第 108 号 下閉伊郡普代村白井地先北高島の標識

方位標 1 基点第 104 号の 1 (下閉伊郡普代村堀内漁港北防波堤の標識)

方位標 2 基点第 109 号の 1 (下閉伊郡普代村白井うのぼりの標識)

方位標 3 基点第 105 号 (下閉伊郡普代村馬場野地先松磯島の標識)

ア点 基点第 105 号から方位標 1 を見通した線を基準として 139 度 45 分 3, 260 メートルの点

イ点 基点第 105 号から方位標 1 を見通した線を基準として 139 度 2, 390 メートルの点

ウ点 基点第 105 号から方位標 1 を見通した線を基準として 140 度 40 分 2, 690 メートルの点

エ点 基点第 108 号から方位標 2 を見通した線を基準として 244 度 15 分 2, 800 メートルの点

オ点 基点第 108 号から方位標 2 を見通した線を基準として 234 度 34 分 3, 015 メートルの点

カ点 基点第 106 号の 1 から方位標 3 を見通した線を基準として 114 度 42 分 705 メートルの点

キ点 基点第 106 号の 1 から方位標 3 を見通した線を基準として 105 度 30 分 705 メートルの点

ク点 基点第 106 号の 1 から方位標 3 を見通した線を基準として 69 度 83 分 580 メートルの点

ケ点 基点第 106 号の 1 から方位標 3 を見通した線を基準として 57 度 58 分 580 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡普代村

- 3 条件 ア、イ、ウ、エ及びオの各点並びにアとイ、ウとエ、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯 (ウ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯) を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 11 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村白井地先(宇留部)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 108 号 下閉伊郡普代村白井地先北高島の標識

基点第 109 号の 1 下閉伊郡普代村白井うのぼりの標識

基点第 111 号の 3 下閉伊郡普代村宇留部つづき石の標識

基点第 112 号 下閉伊郡普代村明神地先南まさいか東端の標識

方位標 1 基点第 109 号の 1 (下閉伊郡普代村白井うのぼりの標識)

方位標 2 下閉伊郡普代村太田名部漁港南防波堤灯台の中心

方位標 3 基点第 114 号の 1 (下閉伊郡普代村下村地先弁天島の標識)

方位標 4 基点第 108 号(下閉伊郡普代村白井地先北高島の標識)

ア点 基点第 108 号から方位標 1 を見通した線を基準として 290 度 360 メートルの点

イ点 基点第 108 号から方位標 1 を見通した線を基準として 278 度 30 分 1,150 メートルの点

ウ点 基点第 108 号から方位標 1 を見通した線を基準として 257 度 3,025 メートルの点

エ点 基点第 112 号から方位標 2 を見通した線を基準として 260 度 30 分 2,970 メートルの点

オ点 基点第 112 号から方位標 2 を見通した線を基準として 276 度 500 メートルの点

カ点 基点第 112 号から方位標 2 を見通した線を基準として 188 度 1,010 メートルの点

キ点 基点第 111 号の 3 から方位標 3 を見通した線を基準として 320 度 360 メートルの点

ク点 基点第 111 号の 3 から方位標 3 を見通した線を基準として 320 度 450 メートルの点

ケ点 基点第 111 号の 3 から方位標 3 を見通した線を基準として 265 度 495 メートルの点

コ点 基点第 111 号の 3 から方位標 3 を見通した線を基準として 257 度 395 メートルの点

サ点 基点第 109 号の 1 から方位標 4 を見通した線を基準として 71 度 390 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件 ウ、エ及びオの各点並びにウとエ、エとオの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 12 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡普代村黒崎地先(黒崎)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第112号の1 下閉伊郡普代村和野山松の下突端の標識

基点第114号の1 下閉伊郡普代村下村地先弁天島の標識

方位標1 下閉伊郡普代村太田名部漁港南防波堤灯台の中心

方位標2 基点第112号の1(下閉伊郡普代村和野山松の下突端の標識)

ア点 基点第112号の1から方位標1を見通した線を基準として145度550メートルの点

イ点 基点第112号の1から方位標1を見通した線を基準として131度30分1,710メートルの点

ウ点 基点第114号の1から方位標2を見通した線を基準として132度900メートルの点

エ点 基点第114号の1から方位標2を見通した線を基準として150度400メートルの点

オ点 基点第114号の1から方位標2を見通した線を基準とし132度300メートルの点

カ点 基点第114号の1から方位標2を見通した線を基準として155度140メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡普代村

3 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第101号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村羅賀地先(羅賀)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第119号 下閉伊郡田野畑村明戸地先弁天島せいだかの標識

方位標 基点第119号の1(下閉伊郡田野畑村明戸たてがはなの標識)

ア点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として333度545メートルの点

イ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として320度390メートルの点

ウ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として291度508メートルの点

エ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として228分511メートルの点

オ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として218度30分794メートルの点

カ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として235度30分1,623メートルの点

キ点 基点第119号から方位標を見通した線を基準として272度1,757メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡田野畑村



- 3 条件 ア、エ、オ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第102号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村島越地先(大須賀)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第123号 下閉伊郡田野畑村松前沢地先尻島の標識方位標 下閉伊郡田野畑村弁天崎灯台の中心

ア点 基点第123号から方位標を見通した線を基準として25度1,580メートルの点

イ点 基点第123号から方位標を見通した線を基準として29度1,930メートルの点

ウ点 基点第123号から方位標を見通した線を基準として33度2,350メートルの点

エ点 基点第123号から方位標を見通した線を基準として53度2,240メートルの点

オ点 基点第123号から方位標を見通した線を基準として59度1,350メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡田野畑村

- 3 条件 ア、ウ、エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第103号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡田野畑村島越地先(島越)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第124号 下閉伊郡田野畑村島越松島の標識

基点第127号 下閉伊郡田野畑村と下閉伊郡岩泉町小本との境界地先狐明神岩頂上の標識

方位標1 下閉伊郡田野畑村島の越漁港東防波堤灯台の中心

方位標2 基点第126号(下閉伊郡田野畑村真木沢地先カプロ岩の標識)

ア点 基点第124号から方位標1を見通した線を基準として131度440メートルの点

- イ点 基点第 124 号から方位標 1 を見通した線を基準として 116 度 30 分 1,620 メートルの点
- ウ点 基点第 127 号から方位標 2 を見通した線を基準として 115 度 1,370 メートルの点
- エ点 基点第 127 号から方位標 2 を見通した線を基準として 108 度 30 分 920 メートルの点
- オ点 基点第 127 号から方位標 2 を見通した線を基準として 84 度 30 分 1,070 メートルの点
- カ点 基点第 127 号から方位標 2 を見通した線を基準として 68 度 860 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡田野畑村

- 3 条件 ア、イ、ウ、エ及びカの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 104 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本地先（小本）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 130 号の 4 下閉伊郡岩泉町小本字小本地先西田長磯の標識

方位標 基点第 129 号の 1（下閉伊郡岩泉町小本字大牛内地先白島の標識）

ア点 基点第 130 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 1 度 20 分 2,127 メートルの点

イ点 基点第 130 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 17 度 10 分 2,161 メートルの点

ウ点 基点第 130 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 52 度 1,086 メートルの点

エ点 基点第 130 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 22 度 30 分 640 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡岩泉町小本

- 3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 105 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

	あわび垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡岩泉町小本地先（茂師）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 131 号 下閉伊郡岩泉町小本と宮古市田老との境界地先黒磯の標識

方位標 下閉伊郡岩泉町茂師漁港防波堤灯台の中心

ア点 基点第 131 号から方位標を見通した線を基準として 252 度 1,100 メートルの点

イ点 基点第 131 号から方位標を見通した線を基準として 278 度 30 分 1,540 メートルの点

ウ点 基点第 131 号から方位標を見通した線を基準として 317 度 1,370 メートルの点

エ点 基点第 131 号から方位標を見通した線を基準として 305 度 30 分 630 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡岩泉町小本

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 106 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老芦沢地先（芦沢）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 132 号の 6 宮古市田老字下撰待地先大島の標識

方位標 下閉伊郡岩泉町小本灯台の中心

ア点 基点第 132 号の 6 から方位標を見通した線を基準として 156 度 190 メートルの点

イ点 基点第 132 号の 6 から方位標を見通した線を基準として 140 度 450 メートルの点

ウ点 基点第 132 号の 6 から方位標を見通した線を基準として 183 度 770 メートルの点

エ点 基点第 132 号の 6 から方位標を見通した線を基準として 203 度 650 メートルの点

2 地元地区 宮古市田老字撰待及び下閉伊郡岩泉町小本字小成

3 条件 イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 107 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老水沢地先（かるまん崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 132 号の 7 宮古市田老字下撰待おとりの標識

方位標 基点第 132 号の 8（宮古市田老字水沢北赤崎の標識）

ア点 基点第 132 号の 7 から方位標を見通した線を基準として 215 度 770 メートルの点

イ点 基点第 132 号の 7 から方位標を見通した線を基準として 227 度 970 メートルの点

ウ点 基点第 132 号の 7 から方位標を見通した線を基準として 331 度 2,450 メートルの点

エ点 基点第 132 号の 7 から方位標を見通した線を基準として 346 度 2,850 メートルの点

オ点 基点第 132 号の 7 から方位標を見通した線を基準として 346 度 1,530 メートルの点

カ点 基点第 132 号の 7 から方位標を見通した線を基準として 341 度 30 分 1,540 メートルの点

キ点 基点第 132 号の 7 から方位標を見通した線を基準として 339 度 1,060 メートルの点

ク点 基点第 132 号の 7 から方位標を見通した線を基準として 346 度 1,050 メートルの点

ケ点 基点第 132 号の 7 から方位標を見通した線を基準として 346 度 180 メートルの点

コ点 基点第 132 号の 7 から方位標を見通した線を基準として 293 度 350 メートルの点

2 地元地区 宮古市田老

3 条件 イ、ウ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点及びイとウの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 108 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがいがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老小港地先（真崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 134 号の 2 宮古市田老字重津部北青野滝漁港防波堤の標識

方位標 基点第 134 号の 3（宮古市田老字和野玉超えの標識）

ア点 基点第 134 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 252 度 40 分 836 メートルの点

イ点 基点第 134 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 258 度 50 分 1,733 メートルの点

- ウ点 基点第 134 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 315 度 2,020 メートルの点
- エ点 基点第 134 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 324 度 1,740 メートルの点
- オ点 基点第 134 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 320 度 1,440 メートルの点
- カ点 基点第 134 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 331 度 40 分 1,157 メートルの点

2 地元地区 宮古市田老

3 条件 イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 109 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老沢尻地先 (沢尻)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 134 号の 4 宮古市田老字和野原下展望台の標識

方位標 基点第 135 号の 4 (宮古市田老字青砂里波板鼻の標識)

ア点 基点第 134 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 352 度 50 分 664 メートルの点

イ点 基点第 134 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 291 度 40 分 1,099 メートルの点

ウ点 基点第 134 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 317 度 40 分 2,016 メートルの点

エ点 基点第 134 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 349 度 30 分 1,963 メートルの点

2 地元地区 宮古市田老

3 条件 イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯 (ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯) を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 110 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老柵内地先（柵内）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 135 号の 2 宮古市田老字向山大掛りの標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー（真中）

ア点 基点第 135 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 337 度 30 分 200 メートルの点

イ点 基点第 135 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 289 度 680 メートルの点

ウ点 基点第 135 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 358 度 30 分 2,450 メートルの点

エ点 基点第 135 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 5 度 30 分 2,420 メートルの点

オ点 基点第 135 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 0 度 30 分 1,370 メートルの点

2 地元地区 宮古市田老

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 111 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがいがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市田老柵内地先（柵内）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 135 号の 5 宮古市田老字向山地先南黒磯島中央の標識方位標 宮古市重茂月山テレビタワー（真中）

ア点 基点第 135 号の 5 から方位標を見通した線を基準として 81 度 730 メートルの点

イ点 基点第 135 号の 5 から方位標を見通した線を基準として 325 度 220 メートルの点

ウ点 基点第 135 号の 5 から方位標を見通した線を基準として 10 度 950 メートルの点

エ点 基点第 135 号の 5 から方位標を見通した線を基準として 55 度 1,025 メートルの点

2 地元地区 宮古市田老

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 112 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市崎山地先(赤島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 136 号 宮古市田老と同市崎山との境界地先双子島の標識

基点第 137 号の 2 宮古市崎山地先宿漁港消波堤南端の標識

方位標 1 宮古市崎山宿漁港防波堤灯台の中心

方位標 2 基点第 137 号の 3 (宮古市崎山地先宿漁港消波堤北端の標識)

ア点 基点第 136 号から方位標 1 を見通した線を基準として 283 度 405 メートルの点

イ点 基点第 136 号から方位標 1 を見通した線を基準として 282 度 1,055 メートルの点

ウ点 基点第 136 号から方位標 1 を見通した線を基準として 297 度 30 分 1,155 メートルの点

エ点 基点第 136 号から方位標 1 を見通した線を基準として 299 度 1,085 メートルの点

オ点 基点第 137 号の 2 から方位標 2 を見通した線を基準として 116 度 30 分 900 メートルの点

カ点 基点第 137 号の 2 から方位標 2 を見通した線を基準として 116 度 30 分 260 メートルの点

2 地元地区 宮古市崎山、崎嶽ヶ崎

3 条件 イ、ウ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 113 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市崎山地先(宿)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 137 号の 2 宮古市崎山地先宿漁港消波堤南端の標識

方位標 基点第 137 号の 3 (宮古市崎山地先宿漁港消波堤北端の標識)

- ア点 基点第 137 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 309 度 370 メートルの点
- イ点 基点第 137 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 350 度 160 メートルの点
- ウ点 基点第 137 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 241 度 30 メートルの点
- エ点 基点第 137 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 266 度 280 メートルの点

2 地元地区 宮古市崎山、崎嶽ヶ崎

3 条件 ウ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 114 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市崎山地先 (潮吹)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 140 号の 1 宮古市崎嶽ヶ崎地先沖ネツラの標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー (真中)

ア点 基点第 140 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 243 度 30 分 440 メートルの点

イ点 基点第 140 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 260 度 30 分 595 メートルの点

ウ点 基点第 140 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 349 度 30 分 580 メートルの点

エ点 基点第 140 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 8 度 470 メートルの点

2 地元地区 宮古市崎山、崎嶽ヶ崎

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 115 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃



	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市崎山及び鯨ヶ崎地先（日出島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 141 号 宮古市崎鯨ヶ崎地先砂子島の標識

基点第 147 号 宮古市鯨ヶ崎臼木千畳岩の標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー（真中）

ア点 基点第 141 号から方位標を見通した線を基準として 4 度 30 分 150 メートルの点

イ点 基点第 141 号から方位標を見通した線を基準として 314 度 30 分 480 メートルの点

ウ点 基点第 141 号から方位標を見通した線を基準として 320 度 1,080 メートルの点

エ点 基点第 147 号から方位標を見通した線を基準として 284 度 400 メートルの点

オ点 基点第 147 号から方位標を見通した線を基準として 151 度 30 分 250 メートルの点

カ点 基点第 147 号から方位標を見通した線を基準として 198 度 860 メートルの点

キ点 基点第 147 号から方位標を見通した線を基準として 185 度 30 分 930 メートルの点

2 地元地区 宮古市崎山、崎鯨ヶ崎、鯨ヶ崎、臨港通、鯨ヶ崎上町、鯨ヶ崎仲町、鯨ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町、佐原一丁目から四丁目まで及び蛸の浜町

3 条件 ウ、エ、オ及びキの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 116 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市鯨ヶ崎地先（臼木）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 151 号の 1 宮古市鯨ヶ崎地先竜神島南端の標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー（真中）

ア点 基点第 151 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 312 度 30 分 230 メートルの点

イ点 基点第 151 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 336 度 30 分 330 メートルの点

ウ点 基点第 151 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 347 度 30 分 285 メートルの点

- エ点 基点第 151 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 355 度 400 メートルの点
- オ点 基点第 151 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 39 度 30 分 315 メートルの点
- カ点 基点第 151 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 64 度 30 分 170 メートルの点
- キ点 基点第 151 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 65 度 30 分 120 メートルの点

- 2 地元地区 宮古市鉾ヶ崎、臨港通、鉾ヶ崎上町、鉾ヶ崎仲町、蛸の浜町、鉾ヶ崎下町、中里団地、日影町、熊野町、山根町、日立浜町、港町、日の出町及び佐原一丁目から四丁目まで
- 3 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 117 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あかがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市磯鶏、高浜及び金浜地先（宮古浦）

(3) 漁場の区域 次の基点第 161 号の 1、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第 165 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第 163 号の 1、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及び基点第 163 号の 3 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除いた区域

基点第 161 号 宮古市磯鶏神林鼻の標識

基点第 161 号の 1 宮古市磯鶏呼び浜南端の標識

基点第 163 号 宮古市高浜井戸ヶ洞崎岩上の標識

基点第 163 号の 1 宮古市高浜第 9 地割字下須賀 65 番地の 1 高浜港埋立地基部の標識

基点第 163 号の 2 宮古市高浜第 7 地割字上須賀 1 番地高浜棧橋北側突端の標識

基点第 163 号の 3 宮古市高浜第 6 地割地の神 56 番地 2 地先岩上の標識

基点第 165 号 宮古市金浜と津軽石との境界の標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー（真中）

ア点 基点第 161 号から方位標を見通した線を基準として 110 度 395 メートルの点

イ点 基点第 161 号から方位標を見通した線を基準として 50 度 30 分 200 メートルの点

ウ点 基点第 161 号から方位標を見通した線を基準として 50 度 30 分 940 メートルの点

エ点 基点第 163 号から方位標を見通した線を基準として 67 度 30 分 720 メートルの点

オ点 基点第 165 号から方位標を見通した線を基準として 345 度 30 分 700 メートルの点

カ点 基点第 163 号の 2 から磁針方位（西偏 7 度 30 分とする。以下同じ。）80 度 727 メートルの点

キ点 基点第 163 号の 2 から磁針方位 121 度 400 メートルの点

ク点 基点第 163 号の 2 から磁針方位 126 度 535 メートルの点

ケ点 基点第 163 号の 2 から磁針方位 123 度 575 メートルの点

コ点 基点第 163 号の 2 から磁針方位 137 度 554 メートルの点

サ点 基点第 163 号の 2 から磁針方位 136 度 30 分 395 メートルの点

シ点 基点第 163 号の 2 から磁針方位 178 度 520 メートルの点

2 地元地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目から二丁目まで、実田一丁目から二丁目まで、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜及び白浜

### 3 条件

- (1) 養殖施設を設置する場合は、神林及び高浜漁港に出入港する船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。
- (2) イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 118 号

### 1 免許の内容たるべき事項

#### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あかがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市津軽石及び赤前地先（津軽石前）

(3) 漁場の区域 次の基点第 165 号、ア、イ及び基点第 168 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 165 号 宮古市金浜と津軽石との境界の標識

基点第 168 号 宮古市赤前と白浜との境界にある三ツ石の標識

方位標 1 宮古市重茂月山テレビタワー（真中）

方位標 2 宮古市磯鶏神林木材港防波堤灯台の中心

ア点 基点第 165 号から方位標 1 を見通した線を基準として 354 度 30 分 800 メートルの点

イ点 基点第 168 号から方位標 2 を見通した線を基準として 310 度 350 メートルの点

### 2 地元地区 宮古市津軽石及び赤前

公示番号 一区第 119 号

### 1 免許の内容たるべき事項

#### (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

	あわび垂下式養殖業	〃
	あかがい垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市白浜地先（白浜前）

(3) 漁場の区域 次の基点第 168 号、ア、イ及び基点第 171 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 168 号 宮古市赤前と白浜との境界にある三ツ石の標識

基点第 171 号 宮古市白浜赤岩の標識

方位標 宮古市磯鶏神林木材港防波堤灯台の中心

ア点 基点第 168 号から方位標を見通した線を基準として 310 度 350 メートルの点

イ点 基点第 171 号から方位標を見通した線を基準として 353 度 30 分 370 メートルの点

2 地元地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目から二丁目まで、実田一丁目から二丁目まで、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜及び白浜

公示番号 一区第 120 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	あかがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市白浜地先（白浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 176 号 宮古市重茂追切尻高の標識

方位標 宮古市鉾ヶ崎宮古港防波堤灯台の中心

ア点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 259 度 30 分 1,730 メートルの点

イ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 271 度 30 分 1,785 メートルの点

ウ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 348 度 685 メートルの点

エ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 348 度 555 メートルの点

オ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 302 度 670 メートルの点

カ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 258 度 30 分 410 メートルの点

キ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 253 度 775 メートルの点

ク点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 282 度 30 分 945 メートルの点

ケ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 273 度 1,320 メートルの点

コ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 269 度 1,290 メートルの点

サ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 267 度 30 分 1,375 メートルの点

シ点 基点第 176 号から方位標を見通した線を基準として 261 度 30 分 1,335 メートルの点

2 地元地区 宮古市磯鶏、磯鶏石崎、磯鶏沖、磯鶏西、磯鶏一丁目から三丁目まで、神林、藤の川、河南一丁目、上村一丁目から二丁目まで、実田一丁目から二丁目まで、八木沢、八木沢一丁目から四丁目まで、高浜、高浜一丁目から四丁目まで、金浜及び白浜

3 条件

- (1) 養殖施設を設置する場合は、船舶の航行に支障のないよう配慮しなければならない。
- (2) イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第121号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂宿地先(宿前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第190号の1 宮古市重茂磯地先あかた島の標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー(真中)

ア点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として95度30分970メートルの点

イ点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として115度30分1,200メートルの点

ウ点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として112度30分1,280メートルの点

エ点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として122度30分1,475メートルの点

オ点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として161度30分1,070メートルの点

カ点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として159度770メートルの点

キ点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として140度30分845メートルの点

ク点 基点第190号の1から方位標を見通した線を基準として118度480メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第122号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

第一種区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂鵜磯地先（鵜磯前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 190 号の 1 宮古市重茂鵜磯地先あかだ島の標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー（真中）

ア点 基点第 190 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 141 度 320 メートルの点

イ点 基点第 190 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 157 度 30 分 550 メートルの点

ウ点 基点第 190 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 221 度 30 分 780 メートルの点

エ点 基点第 190 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 238 度 30 分 620 メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 123 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市音部地先（音部前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 191 号の 8 宮古市音部地先ミナト尻北の標識

方位標 宮古市音部音部漁港北防波堤灯台の中心

ア点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 305 度 30 分 990 メートルの点

イ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 320 度 1,510 メートルの点

ウ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 314 度 1,580 メートルの点

エ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 321 度 30 分 2,100 メートルの点

オ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 351 度 1,930 メートルの点

カ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 354 度 30 分 1,210 メートルの点

キ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 343 度 30 分 1,200 メートルの点

ク点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 343 度 30 分 760 メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 ア、ウ、エ、オ、カ及びクの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、

昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第124号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂地先(重茂前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第192号の2 宮古市重茂地先ホキッコウ崎北側の標識

方位標 基点第191号の9 (宮古市音部シケイジ中オリトの標識)

ア点 基点第192号の2から方位標を見通した線を基準として5度30分1,860メートルの点

イ点 基点第192号の2から方位標を見通した線を基準として24度30分2,240メートルの点

ウ点 基点第192号の2から方位標を見通した線を基準として39度30分2,480メートルの点

エ点 基点第192号の2から方位標を見通した線を基準として71度30分1,800メートルの点

オ点 基点第192号の2から方位標を見通した線を基準として80度940メートルの点

カ点 基点第192号の2から方位標を見通した線を基準として90度350メートルの点

キ点 基点第192号の2から方位標を見通した線を基準として10度820メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線を中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯、エ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第125号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂種刺地先(種刺前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 194 号の 2 宮古市重茂種刺地先トーデ平磯の標識

方位標 宮古市重茂月山テレビタワー（真中）

ア点 基点第 194 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 295 度 30 分 370 メートルの点

イ点 基点第 194 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 322 度 30 分 480 メートルの点

ウ点 基点第 194 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 12 度 30 分 620 メートルの点

エ点 基点第 194 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 33 度 690 メートルの点

オ点 基点第 194 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 73 度 270 メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 126 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂姉吉地先（姉吉前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 196 号の 1 宮古市重茂姉吉地先シシハナ崎の標識

基点第 196 号の 3 宮古市重茂姉吉地先インコガ崎の標識

方位標 1 宮古市重茂魚毛ヶ崎灯台の中心

方位標 2 基点第 196 号の 3（宮古市重茂姉吉地先インコガ崎の標識）

ア点 基点第 196 号の 3 から方位標 1 を見通した線を基準として 165 度 175 メートルの点

イ点 基点第 196 号の 3 から方位標 1 を見通した線を基準として 173 度 30 分 550 メートルの点

ウ点 基点第 196 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 85 度 340 メートルの点

エ点 基点第 196 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 79 度 30 分 300 メートルの点

オ点 基点第 196 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 119 度 30 分 220 メートルの点

カ点 基点第 196 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 119 度 30 分 165 メートルの点

キ点 基点第 196 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 178 度 30 分 270 メートルの点

ク点 基点第 196 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 202 度 30 分 230 メートルの点

ケ点 基点第 196 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 40 度 30 分 210 メートルの点

コ点 基点第 196 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 354 度 270 メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。



公示番号 一区第 127 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂千鶏地先（千鶏前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 199 号の 1 宮古市重茂千鶏地先白島の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大釜崎無線中継所パラボラアンテナ

ア点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 331 度 30 分 400 メートルの点

イ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 9 度 30 分 1,360 メートルの点

ウ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 29 度 1,450 メートルの点

エ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 36 度 30 分 1,460 メートルの点

オ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 46 度 1,030 メートルの点

カ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 88 度 300 メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 128 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂川代地先（布前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 199 号の 1 宮古市重茂千鶏地先白島の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大釜崎無線中継所パラボラアンテナ

- ア点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 7 度 30 分 1,490 メートルの点
- イ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 7 度 30 分 2,410 メートルの点
- ウ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 17 度 2,450 メートルの点
- エ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 20 度 30 分 1,920 メートルの点
- オ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 24 度 30 分 1,900 メートルの点
- カ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 29 度 30 分 1,610 メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂、音部及び下閉伊郡山田町（大沢、織笠及び船越を除く。）

3 条件 ア、イ及びウの各点並びにアとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 129 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂白ヶ崎地先（白ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 199 号の 1 宮古市重茂千鶏地先白島の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大釜崎無線中継所パラボラアンテナ

ア点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 7 度 30 分 2,420 メートルの点

イ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 7 度 30 分 3,100 メートルの点

ウ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 14 度 30 分 3,140 メートルの点

エ点 基点第 199 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 17 度 2,460 メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 130 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃

	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂川代地先（沖川代前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 204 号 宮古市重茂と下閉伊郡山田町大沢との境界にある川代川河口右岸の標識

方位標 基点第 203 号（宮古市重茂川代地先みなしろ島の標識）

ア点 基点第 204 号から方位標を見通した線を基準として 0 度 630 メートルの点

イ点 基点第 204 号から方位標を見通した線を基準として 5 度 30 分 890 メートルの点

ウ点 基点第 204 号から方位標を見通した線を基準として 20 度 30 分 810 メートルの点

エ点 基点第 204 号から方位標を見通した線を基準として 20 度 30 分 540 メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部

3 条件 エ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 131 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 宮古市重茂川代地先（岸川代前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 204 号 宮古市重茂と下閉伊郡山田町大沢との境界にある川代川河口右岸の標識

方位標 基点第 203 号（宮古市重茂川代地先みなしろ島の標識）

ア点 基点第 204 号から方位標を見通した線を基準として 358 度 30 分 592 メートルの点

イ点 基点第 204 号から方位標を見通した線を基準として 20 度 30 分 500 メートルの点

ウ点 基点第 204 号から方位標を見通した線を基準として 20 度 30 分 230 メートルの点

エ点 基点第 204 号から方位標を見通した線を基準として 342 度 30 分 355 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢

公示番号 一区第 132 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢松島地先（船隠）

(3) 漁場の区域 次の基点第 207 号の 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 207 号の 1 の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 207 号の 1 下閉伊郡山田町大沢帆掛島地先鳥糞島の標識

方位標 基点第 204 号の 2 (下閉伊郡山田町大沢外船隠中鼻地先オオダケ岩の標識)

ア点 基点第 207 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 12 度 460 メートルの点

イ点 基点第 207 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 29 度 530 メートルの点

ウ点 基点第 207 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 83 度 30 分 215 メートルの点

エ点 基点第 207 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 205 度 30 分 220 メートルの点

オ点 基点第 207 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 230 度 305 メートルの点

カ点 基点第 207 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 262 度 30 分 205 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢

3 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 133 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢浜川目地先 (浜川目)

(3) 漁場の区域 次の基点第 209 号の 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第 214 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 209 号の 1 下閉伊郡山田町大沢氷場小須賀の標識

基点第 214 号 下閉伊郡山田町大沢熊ヶ崎地先弁天島の標識

方位標 下閉伊郡山田町大浦地先壘島灯標の中心

ア点 基点第 214 号から方位標を見通した線を基準として 306 度 1,635 メートルの点

イ点 基点第 214 号から方位標を見通した線を基準として 306 度 1,550 メートルの点

ウ点 基点第 214 号から方位標を見通した線を基準として 330 度 30 分 1,100 メートルの点

エ点 基点第 214 号から方位標を見通した線を基準として 355 度 1,090 メートルの点

オ点 基点第 214 号から方位標を見通した線を基準として 359 度 30 分 1,065 メートルの点

カ点 基点第 214 号から方位標を見通した線を基準として 26 度 440 メートルの点

キ点 基点第 214 号から方位標を見通した線を基準として 330 度 30 分 340 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢

3 条件

(1) エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに

設置しなければならない。

(2) 船舶の航路として 100 メートル以上を設定し、航路入口の両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 一区第 134 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町大沢地先(大沢前)

(3) 漁場の区域 次の基点第 221 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 225 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 215 号の 1 下閉伊郡山田町大沢熊ヶ崎ホタテセンター東側防波堤沖出角の標識

基点第 221 号 下閉伊郡山田町大沢旧日東捕鯨株式会社斜路西側基部の標識

基点第 225 号 下閉伊郡山田町大沢と同町山田との境界の下り松の標識

方位標 下閉伊郡山田町大浦地先盪島灯標の中心

ア点 基点第 215 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 108 度 965 メートルの点

イ点 基点第 215 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 108 度 185 メートルの点

ウ点 基点第 215 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 357 度 30 分 1,095 メートルの点

エ点 基点第 215 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 69 度 1,625 メートルの点

オ点 基点第 225 号から方位標を見通した線を基準として 5 度 730 メートルの点

カ点 基点第 225 号から方位標を見通した線を基準として 46 度 30 分 300 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町大沢

3 条件

(1) イ、ウ及びエの各点並びにイトウ、ウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

(2) 船舶の航路として 100 メートル以上を設定し、航路入口の両端に標識を設置しなければならない。

公示番号 一区第 135 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃

	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町北浜町地先（山田前）

(3) 漁場の区域 次の基点第 225 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 228 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 225 号 下閉伊郡山田町大沢と同町山田との境界の下り松の標識

基点第 228 号の 1 下閉伊郡山田町北浜町 97 番地埋立地北側防波堤屈折点の標識

方位標 下閉伊郡山田町大浦地先壘島灯標の中心

ア点 基点第 225 号から方位標を見通した線を基準として 46 度 30 分 300 メートルの点

イ点 基点第 225 号から方位標を見通した線を基準として 5 度 730 メートルの点

ウ点 基点第 225 号から方位標を見通した線を基準として 9 度 30 分 860 メートルの点

エ点 基点第 225 号から方位標を見通した線を基準として 30 度 30 分 937 メートルの点

オ点 基点第 225 号から方位標を見通した線を基準として 61 度 30 分 906 メートルの点

カ点 基点第 225 号から方位標を見通した線を基準として 71 度 594 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び織笠第 12 地割から第 14 地割まで

3 条件 エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 136 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町飯岡地先（大島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 232 号の 1 下閉伊郡山田町境田町山田漁港東防波堤南屈折角から同防波堤上北方へ 245 メートルの点の標識

基点第 238 号 下閉伊郡山田町飯岡地先大島北の鼻竜王碑基部の標識

方位標 1 下閉伊郡山田町大沢漁港東防波堤灯台の中心

方位標 2 下閉伊郡山田町大浦地先壘島灯標の中心

ア点 基点第 232 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 355 度 30 分 237 メートルの点

イ点 基点第 232 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 15 度 30 分 520 メートルの点

ウ点 基点第 238 号から方位標 2 を見通した線を基準として 301 度 30 分 890 メートルの点

エ点 基点第 238 号から方位標 2 を見通した線を基準として 331 度 985 メートルの点

オ点 基点第 232 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 59 度 30 分 1,465 メートルの点

カ点 基点第 232 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 69 度 995 メートルの点

キ点 基点第 232 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 72 度 700 メートルの点

ク点 基点第 232 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 63 度 261 メートルの点

- 2 地元地区 下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び織笠第 12 地割から第 14 地割まで
- 3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 137 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町境田町地先（伝作）

(3) 漁場の区域 次の基点第 235 号の 2、ア及び基点第 237 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 235 号の 2 下閉伊郡山田町飯岡山田漁港南第 2 防波堤基部から同防波堤上 156.8 メートルの屈折点の標識

基点第 237 号 下閉伊郡山田町境田町と山田町織笠との境界の標識

方位標 下閉伊郡山田町山田漁港東防波堤灯台の中心

ア点 基点第 237 号から方位標を見通した線を基準として 104 度 445 メートルの点

- 2 地元地区 下閉伊郡山田町境田町、川向町、中央町、八幡町、後楽町、飯岡、長崎、北浜町、山田及び織笠第 12 地割から第 14 地割まで
- 3 条件 ア点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 138 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

	うに垂下式養殖業	〃
--	----------	---

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町織笠細浦地先（細浦）

(3) 漁場の区域 次の基点第 237 号、ア、イ、ウ及び基点第 251 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 237 号 下閉伊郡山田町境田町と山田町織笠との境界の標識

基点第 251 号の 1 下閉伊郡山田町織笠小松ヶ鼻岩壁北端の標識

方位標 1 下閉伊郡山田町山田漁港東防波堤灯台の中心

方位標 2 下閉伊郡山田町大浦地先壘島灯標の中心

ア点 基点第 237 号から方位標 1 を見通した線を基準として 104 度 445 メートルの点

イ点 基点第 237 号から方位標 1 を見通した線を基準として 113 度 740 メートルの点

ウ点 基点第 251 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 17 度 200 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町織笠

3 条件 イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 139 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町織笠地先（織笠前）

(3) 漁場の区域 次の基点第 252 号の 3、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第 256 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 243 号の 1 下閉伊郡山田町織笠地先小島北側の標識

基点第 252 号の 3 下閉伊郡山田町織笠織笠漁港中防波堤の標識

基点第 256 号 下閉伊郡山田町織笠浪板崎突端の標識

方位標 1 下閉伊郡山田町大浦地先壘島灯標の中心

方位標 2 下閉伊郡山田町山田漁港東防波堤灯台の中心

ア点 基点第 243 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 197 度 270 メートルの点

イ点 基点第 243 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 310 度 150 メートルの点

ウ点 基点第 243 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 354 度 30 分 920 メートルの点

エ点 基点第 256 号から方位標 2 を見通した線を基準として 107 度 680 メートルの点

オ点 基点第 256 号から方位標 2 を見通した線を基準として 105 度 650 メートルの点

カ点 基点第 256 号から方位標 2 を見通した線を基準として 120 度 530 メートルの点



キ点 基点第 256 号から方位標 2 を見通した線を基準として 73 度 270 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町織笠

3 条件 ア及びウの各点並びに基点第 252 号の 3 とア及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 140 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町織笠小島地先（小島沖）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 243 号の 1 下閉伊郡山田町織笠地先小島北側の標識

方位標 下閉伊郡山田町大浦地先壘島灯標の中心

ア点 基点第 243 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 320 度 330 メートルの点

イ点 基点第 243 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 325 度 30 分 1, 190 メートルの点

ウ点 基点第 243 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 342 度 1, 270 メートルの点

エ点 基点第 243 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 350 度 1, 010 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町織笠

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 141 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
	かき垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越浦の浜地先（岸浦の浜）

(3) 漁場の区域 次の基点第 256 号、ア及び基点第 261 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 256 号 下閉伊郡山田町織笠浪板崎突端の標識

基点第 261 号の 1 下閉伊郡山田町船越沖側下り松の標識

方位標 下閉伊郡山田町山田漁港東防波堤灯台の中心

ア点 基点第 256 号から方位標を見通した線を基準として 73 度 270 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町織笠及び船越

公示番号 一区第 142 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越浦の浜地先（沖浦の浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 256 号 下閉伊郡山田町織笠浪板崎突端の標識

基点第 261 号の 1 下閉伊郡山田町船越沖側下り松の標識

方位標 1 下閉伊郡山田町山田漁港東防波堤灯台の中心

方位標 2 下閉伊郡山田町織笠漁港防波堤灯台の中心

ア点 基点第 256 号から方位標 1 を見通した線を基準として 120 度 530 メートルの点

イ点 基点第 256 号から方位標 1 を見通した線を基準として 105 度 650 メートルの点

ウ点 基点第 261 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 28 度 520 メートルの点

エ点 基点第 261 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 6 度 30 分 485 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第 1 地割から第 17 地割まで

公示番号 一区第 143 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8月1日から翌年5月31日まで
	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越半崎地先（大浦崎）

(3) 漁場の区域 次の基点第 261 号の 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第 270 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 261 号の 1 下閉伊郡山田町船越沖側下り松の標識

基点第 270 号 下閉伊郡山田町船越大浦崎の標識

基点第 270 号の 1 下閉伊郡山田町船越馬捨場の標識

方位標 1 下閉伊郡山田町織笠漁港防波堤灯台の中心

方位標 2 下閉伊郡山田町大浦地先壺島灯標の中心

ア点 基点第 261 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 6 度 30 分 485 メートルの点

イ点 基点第 261 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 28 度 520 メートルの点

ウ点 基点第 261 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 23 度 30 分 680 メートルの点

エ点 基点第 270 号から方位標 2 を見通した線を基準として 270 度 980 メートルの点

オ点 基点第 270 号から方位標 2 を見通した線を基準として 325 度 30 分 750 メートルの点

カ点 基点第 270 号から方位標 2 を見通した線を基準として 55 度 350 メートルの点

キ点 基点第 270 号から方位標 2 を見通した線を基準として 82 度 440 メートルの点

ク点 基点第 270 号から方位標 2 を見通した線を基準として 110 度 595 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第 18 地割から第 23 地割まで

3 条件 エ、オ、カ、キ及びクの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 144 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越宿前地先（宿前）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 293 号の 2 下閉伊郡山田町船越燼崎萌差の標識

方位標 基点第 292 号の 1（下閉伊郡山田町船越漣磯白崎の標識）

ア点 基点第 293 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 63 度 235 メートルの点

イ点 基点第 293 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 63 度 490 メートルの点

ウ点 基点第 293 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 121 度 930 メートルの点

エ点 基点第 293 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 136 度 830 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第 1 地割から第 17 地割まで

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 145 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃

第一種区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越大浦小谷鳥地先（小谷鳥）

(3) 漁場の区域 次の基点第 296 号、基点第 296 号の 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び基点第 296 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 296 号 下閉伊郡山田町船越小谷鳥つるみず鼻の標識

基点第 296 号の 1 下閉伊郡山田町船越小谷鳥つるみず鼻地先鳥糞島の標識

基点第 297 号の 1 下閉伊郡山田町船越小谷鳥沼尻突端の標識

方位標 1 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

方位標 2 下閉伊郡山田町船越大釜崎無線中継所パラボラアンテナ

ア点 基点第 296 号から方位標 1 を見通した線を基準として 13 度 30 分 510 メートルの点

イ点 基点第 296 号から方位標 1 を見通した線を基準として 348 度 685 メートルの点

ウ点 基点第 296 号から方位標 1 を見通した線を基準として 2 度 30 分 1,160 メートルの点

エ点 基点第 296 号から方位標 1 を見通した線を基準として 16 度 1,080 メートルの点

オ点 基点第 296 号から方位標 1 を見通した線を基準として 20 度 30 分 1,015 メートルの点

カ点 基点第 296 号から方位標 1 を見通した線を基準として 62 度 30 分 1,315 メートルの点

キ点 基点第 297 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 200 度 200 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第 18 地割から第 23 地割まで

3 条件 イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 146 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（深入江）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 300 号の 1 下閉伊郡山田町船越立子鼻の標識

方位標 釜石市箱崎町御箱崎灯台の中心

ア点 基点第 300 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 313 度 140 メートルの点

イ点 基点第 300 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 313 度 210 メートルの点

ウ点 基点第 300 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 328 度 30 分 430 メートルの点

エ点 基点第 300 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 9 度 480 メートルの点

オ点 基点第 300 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 37 度 240 メートルの点

- 2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで
- 3 条件 エ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第147号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先(沖大島)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第300号の5 下閉伊郡山田町船越大島下り松北鼻の標識

基点第300号の6 下閉伊郡山田町船越大島千畳敷北鼻の標識

方位標1 下閉伊郡山田町船越大島地先黒島の頂点

方位標2 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第300号の5から方位標1を見通した線を基準として30度30分300メートルの点

イ点 基点第300号の5から方位標1を見通した線を基準として30度30分640メートルの点

ウ点 基点第300号の6から方位標2を見通した線を基準として235度600メートルの点

エ点 基点第300号の6から方位標2を見通した線を基準として235度250メートルの点

- 2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第1地割から第17地割まで
- 3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第148号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先(大島前)

(3) 漁場の区域 次の基点第303号、ア、イ、ウ及び基点第306号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第303号 下閉伊郡山田町船越大島砂尻の標識

基点第 306 号 下閉伊郡山田町船越大島下り松の標識

基点第 308 号 下閉伊郡山田町船越万首水垂の標識

方位標 上閉伊郡大槌町吉里吉里漁港東防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第 308 号から方位標を見通した線を基準として 284 度 10 分 1,070 メートルの点

イ点 基点第 308 号から方位標を見通した線を基準として 284 度 10 分 230 メートルの点

ウ点 基点第 308 号から方位標を見通した線を基準として 239 度 10 分 1,010 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第 1 地割から第 17 地割まで

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 149 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	まつも養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（荒神前）

(3) 漁場の区域 次の基点第 311 号、ア、イ、ウ及び基点第 313 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 311 号 下閉伊郡山田町船越荒神須賀中央の標識

基点第 312 号 下閉伊郡山田町船越荒神須賀北端の標識

基点第 313 号 下閉伊郡山田町船越黄金浜北端の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越漁港東第 3 防波堤灯台の中心

ア点 基点第 311 号から方位標を見通した線を基準として 278 度 130 メートルの点

イ点 基点第 312 号から方位標を見通した線を基準として 282 度 140 メートルの点

ウ点 基点第 313 号から方位標を見通した線を基準として 284 度 100 メートルの点

2 元地区 下閉伊郡山田町船越第 1 地割から第 17 地割まで

公示番号 一区第 150 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
	まつも養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（前須賀前）

(3) 漁場の区域 次の基点第 316 号の 2、ア、イ及び基点第 317 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 316 号の 2 下閉伊郡山田町船越第 10 地割海岸保全門扉東側基部の標識

基点第 317 号 下閉伊郡山田町船越第 4 地割海岸保全門扉東側基部の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越弁天島灯台の中心

ア点 基点第 316 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 13 度 200 メートルの点

イ点 基点第 317 号から方位標を見通した線を基準として 357 度 225 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第 1 地割から第 17 地割まで

公示番号 一区第 151 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先（船越長崎前）

(3) 漁場の区域 次の基点第 320 号の 1、ア、イ、ウ、エ及び基点第 325 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 315 号の 1 下閉伊郡山田町船越漁港東第 3 防波堤灯台基部の標識

基点第 320 号の 1 下閉伊郡山田町船越山の内突堤上の標識

基点第 325 号 下閉伊郡山田町船越隠畑勘定崎の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越弁天島灯台の中心

ア点 基点第 315 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 77 度 30 分 130 メートルの点

イ点 基点第 315 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 335 度 230 メートルの点

ウ点 基点第 315 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 340 度 30 分 510 メートルの点

エ点 基点第 315 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 13 度 30 分 1,230 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第 1 地割から第 17 地割まで

3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 152 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

	うに垂下式養殖業	〃
--	----------	---

(2) 漁場の位置 下閉伊郡山田町船越地先(大沢川前)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 310 号 下閉伊郡山田町船越地先弁天島枯松鼻の標識

基点第 400 号 下閉伊郡と上閉伊郡との境界の標識

方位標 1 上閉伊郡大槌町吉里吉里漁港東防波堤突端灯台の中心

方位標 2 下閉伊郡山田町船越弁天島灯台の中心

ア点 基点第 310 号から方位標 1 を見通した線を基準として 314 度 1,089 メートルの点

イ点 基点第 400 号から方位標 2 を見通した線を基準として 44 度 30 分 2,250 メートルの点

ウ点 基点第 400 号から方位標 2 を見通した線を基準として 40 度 500 メートルの点

エ点 基点第 400 号から方位標 2 を見通した線を基準として 7 度 640 メートルの点

オ点 基点第 400 号から方位標 2 を見通した線を基準として 17 度 30 分 870 メートルの点

カ点 基点第 310 号から方位標 1 を見通した線を基準として 54 度 950 メートルの点

キ点 基点第 310 号から方位標 1 を見通した線を基準として 49 度 790 メートルの点

ク点 基点第 310 号から方位標 1 を見通した線を基準として 84 度 50 分 707 メートルの点

ケ点 基点第 310 号から方位標 1 を見通した線を基準として 93 度 415 メートルの点

コ点 基点第 310 号から方位標 1 を見通した線を基準として 21 度 720 メートルの点

サ点 基点第 310 号から方位標 1 を見通した線を基準として 4 度 690 メートルの点

シ点 基点第 310 号から方位標 1 を見通した線を基準として 2 度 790 メートルの点

2 地元地区 下閉伊郡山田町船越第 1 地割から第 17 地割まで

3 条件 ア、イ、ケ、コ、サ及びシの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ア点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、イ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 201 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町浪板地先(浪板)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 401 号の 1 上閉伊郡大槌町吉里吉里滝の沢の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第 401 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 327 度 1,425 メートルの点



- イ点 基点第 401 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 0 度 30 分 2, 400 メートルの点
- ウ点 基点第 401 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 14 度 30 分 1, 830 メートルの点
- エ点 基点第 401 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 83 度 10 分 1, 320 メートルの点
- オ点 基点第 401 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 95 度 30 分 760 メートルの点
- カ点 基点第 401 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 95 度 30 分 270 メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

- 3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点並びにアとイ及びウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ、ウ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 202 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（金ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の基点第 404 号、ア、イ、ウ、エ及び基点第 408 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 404 号 上閉伊郡大槌町吉里吉里漁港東防波堤基部から同防波堤上 210 メートルの点の標識

基点第 405 号 上閉伊郡大槌町吉里吉里金ヶ崎突端の標識

基点第 408 号 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先小松島北端の標識

方位標 1 上閉伊郡大槌町吉里吉里漁港東防波堤突端灯台の中心

方位標 2 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第 405 号から方位標 1 を見通した線を基準として 351 度 40 分 475 メートルの点

イ点 基点第 405 号から方位標 1 を見通した線を基準として 15 度 10 分 430 メートルの点

ウ点 基点第 405 号から方位標 1 を見通した線を基準として 85 度 10 分 375 メートルの点

エ点 基点第 408 号から方位標 2 を見通した線を基準として 251 度 480 メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

- 3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 203 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先（野島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第411号の2 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先野島南側沼口の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第411号の2から方位標を見通した線を基準として349度465メートルの点

イ点 基点第411号の2から方位標を見通した線を基準として5度30分870メートルの点

ウ点 基点第411号の2から方位標を見通した線を基準として25度30分1,150メートルの点

エ点 基点第411号の2から方位標を見通した線を基準として60度910メートルの点

オ点 基点第411号の2から方位標を見通した線を基準として60度200メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ア、イ、ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第204号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町吉里吉里及び赤浜地先（湾北部）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第411号の1 上閉伊郡大槌町赤浜筋（田中山登り口）の標識

基点第411号の3 上閉伊郡大槌町吉里吉里地先毛無島北端の標識

基点第413号 上閉伊郡大槌町赤浜南蔭川口の標識

基点第413号の1 上閉伊郡大槌町赤浜長柵東鼻の標識

基点第414号 上閉伊郡大槌町赤浜大蔵松沖鼻の標識

方位標1 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

方位標2 釜石市箱崎町御箱崎灯台の中心

ア点 基点第411号の3から方位標1を見通した線を基準として69度135メートルの点

イ点 基点第411号の3から方位標1を見通した線を基準として69度610メートルの点

ウ点 基点第411号の1から方位標1を見通した線を基準として86度900メートルの点

エ点 基点第413号の1から方位標2を見通した線を基準として2度820メートルの点

オ点 基点第413号の1から方位標2を見通した線を基準として41度10分665メートルの点

カ点 基点第414号から方位標2を見通した線を基準として64度30分350メートルの点

キ点 基点第414号から方位標2を見通した線を基準として64度30分50メートルの点

ク点 基点第 413 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 337 度 300 メートルの点

ケ点 基点第 413 号から方位標 2 を見通した線を基準として 350 度 30 分 415 メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びケの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点及びオとカの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 205 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町赤浜地先 (大蔵松)

(3) 漁場の区域 次の基点第 414 号、ア、イ、ウ、エ及び基点第 416 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 414 号 上閉伊郡大槌町赤浜大蔵松沖鼻の標識

基点第 416 号 上閉伊郡大槌町赤浜七戻鼻の標識

基点第 417 号 上閉伊郡大槌町大槌漁港赤浜防波堤基部から防波堤上 108 メートルの点の標識

方位標 1 釜石市箱崎町御箱崎灯台の中心

方位標 2 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第 414 号から方位標 1 を見通した線を基準として 64 度 30 分 350 メートルの点

イ点 基点第 417 号から方位標 2 を見通した線を基準として 276 度 730 メートルの点

ウ点 基点第 417 号から方位標 2 を見通した線を基準として 308 度 30 分 480 メートルの点

エ点 基点第 417 号から方位標 2 を見通した線を基準として 296 度 30 分 215 メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 206 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	ほたてがい垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	かれい・ひらめ小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町赤浜地先 (赤浜前)

(3) 漁場の区域 次の基点第 418 号、ア、イ及び基点第 417 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 417 号 上閉伊郡大槌町大槌漁港赤浜防波堤基部から防波堤上 108 メートルの点の標識

基点第 418 号 上閉伊郡大槌町赤浜地先蓬来島西端の標識

基点第 420 号の 1 上閉伊郡大槌町安渡埋立地南第 1 防波堤突端青灯台基部の標識

方位標 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第 420 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 0 度 689 メートルの点

イ点 基点第 420 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 342 度 45 分 728 メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町

3 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 207 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 上閉伊郡大槌町安渡地先 (組合前)

(3) 漁場の区域 次の基点第 422 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、基点第 425 号及び基点第 424 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 420 号の 1 上閉伊郡大槌町安渡埋立地南第 1 防波堤突端青灯台基部の標識

基点第 422 号 上閉伊郡大槌町大槌漁港坊主島防波堤突端の標識

基点第 424 号 釜石市片岸町かも鼻の標識

基点第 425 号 釜石市片岸町地先雀島の標識

方位標 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第 420 号の 1 から基点第 422 号を見通した線上 250 メートルの点

イ点 基点第 420 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 32 度 30 分 400 メートルの点

ウ点 基点第 420 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 23 度 900 メートルの点

エ点 基点第 420 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 34 度 980 メートルの点

オ点 基点第 420 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 46 度 900 メートルの点

カ点 基点第 420 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 55 度 975 メートルの点

キ点 基点第 420 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 60 度 905 メートルの点

ク点 基点第 425 号から方位標を見通した線を基準として 46 度 30 分 450 メートルの点

2 地元地区 上閉伊郡大槌町（吉里吉里を除く。）

3 条件 ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びクの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア、イ及びウの各点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2.5 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 208 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市片岸町室浜地先（雀島）

(3) 漁場の区域 次の基点第 424 号、基点第 425 号、ア、イ、ウ、エ及び基点第 426 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 424 号 釜石市片岸町かも鼻の標識

基点第 425 号 釜石市片岸町地先雀島の標識

基点第 426 号 釜石市片岸町長磯岩の標識

方位標 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第 425 号から方位標を見通した線を基準として 46 度 30 分 450 メートルの点

イ点 基点第 425 号から方位標を見通した線を基準として 101 度 530 メートルの点

ウ点 基点第 425 号から方位標を見通した線を基準として 135 度 490 メートルの点

エ点 基点第 425 号から方位標を見通した線を基準として 159 度 475 メートルの点

2 地元地区 釜石市片岸町及び鶴住居町

3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 209 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市片岸町地先（カロード）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 427 号 釜石市片岸町鳩ヶ崎突端の標識

方位標 基点第 431 号 (釜石市鶴住居町第 20 地割西の沢の標識)

ア点 基点第 427 号から方位標を見通した線を基準として 245 度 320 メートルの点

イ点 基点第 427 号から方位標を見通した線を基準として 275 度 440 メートルの点

ウ点 基点第 427 号から方位標を見通した線を基準として 336 度 330 メートルの点

エ点 基点第 427 号から方位標を見通した線を基準として 6 度 130 メートルの点

2 地元地区 釜石市片岸町

3 条件 ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 210 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市鶴住居町根浜地先 (根浜)

(3) 漁場の区域 次の基点第 432 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及び基点第 433 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 432 号 釜石市鶴住居町駒ヶ崎突端の標識

基点第 433 号 釜石市鶴住居町早障子中鼻の標識

基点第 434 号 釜石市鶴住居町早障子崎突端の標識

方位標 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第 433 号から方位標を見通した線を基準として 222 度 300 メートルの点

イ点 基点第 433 号から方位標を見通した線を基準として 227 度 540 メートルの点

ウ点 基点第 433 号から方位標を見通した線を基準として 287 度 1,060 メートルの点

エ点 基点第 434 号から方位標を見通した線を基準として 334 度 30 分 980 メートルの点

オ点 基点第 434 号から方位標を見通した線を基準として 2 度 490 メートルの点

カ点 基点第 433 号から方位標を見通した線を基準として 340 度 530 メートルの点

キ点 基点第 433 号から方位標を見通した線を基準として 340 度 330 メートルの点

ク点 基点第 433 号から方位標を見通した線を基準として 311 度 280 メートルの点

2 地元地区 釜石市片岸町及び鶴住居町

3 条件 ウ及びエの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 211 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市鶴住居町早障子地先（早障子）

(3) 漁場の区域 次の基点第 433 号、ア、イ及び基点第 435 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 433 号 釜石市鶴住居町早障子中鼻の標識

基点第 434 号 釜石市鶴住居町早障子崎突端の標識

基点第 435 号の 1 釜石市箱崎町西防波堤基部から同防波堤上 175 メートルの点の標識

方位標 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第 433 号から方位標を見通した線を基準として 340 度 530 メートルの点

イ点 基点第 434 号から方位標を見通した線を基準として 2 度 490 メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町第 5 地割から第 1 2 地割まで及び鶴住居町

3 条件 イ点及びイ点と基点第 435 号の 1 を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 212 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃
	かれい・ひらめ小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町平磯地先（平磯）

(3) 漁場の区域 次の基点第 437 号、ア、イ及び基点第 440 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 437 号 釜石市箱崎町箱崎漁港東防波堤中央部の標識

基点第 440 号 釜石市箱崎町平磯崎突端の標識

方位標 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第 440 号から方位標を見通した線を基準として 232 度 615 メートルの点

イ点 基点第 440 号から方位標を見通した線を基準として 310 度 380 メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町第 5 地割から第 12 地割まで

3 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 213 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町地先（ハッ神）

(3) 漁場の区域 次の基点第 440 号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第 441 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 440 号 釜石市箱崎町平磯崎突端の標識

基点第 441 号 釜石市箱崎町ハッ神鼻の標識

方位標 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第 440 号から方位標を見通した線を基準として 356 度 570 メートルの点

イ点 基点第 441 号から方位標を見通した線を基準として 28 度 540 メートルの点

ウ点 基点第 441 号から方位標を見通した線を基準として 28 度 510 メートルの点

エ点 基点第 441 号から方位標を見通した線を基準として 85 度 530 メートルの点

オ点 基点第 441 号から方位標を見通した線を基準として 115 度 400 メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町

3 条件 ア、イ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ及びエの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 214 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃



	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町白浜地先（黒磯）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 445 号 釜石市箱崎町大建西出鼻の標識

方位標 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

ア点 基点第 445 号から方位標を見通した線を基準として 286 度 500 メートルの点

イ点 基点第 445 号から方位標を見通した線を基準として 322 度 740 メートルの点

ウ点 基点第 445 号から方位標を見通した線を基準として 8 度 570 メートルの点

エ点 基点第 445 号から方位標を見通した線を基準として 0 度 100 メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町第 1 地割から第 3 地割まで

3 条件 ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア及びイの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 215 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町白浜地先（明神崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 447 号の 1 釜石市箱崎町長崎突端の標識

基点第 447 号の 2 釜石市箱崎町鬼石鼻の標識

方位標 1 上閉伊郡大槌町大槌漁港蓬来島灯台の中心

方位標 2 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第 447 号の 2 から方位標 1 を見通した線を基準として 319 度 520 メートルの点

イ点 基点第 447 号の 2 から方位標 1 を見通した線を基準として 348 度 730 メートルの点

ウ点 基点第 447 号の 2 から方位標 1 を見通した線を基準として 29 度 475 メートルの点

エ点 基点第 447 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 338 度 450 メートルの点

オ点 基点第 447 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 338 度 135 メートルの点

カ点 基点第 447 号の 2 から方位標 1 を見通した線を基準として 64 度 135 メートルの点

キ点 基点第 447 号の 2 から方位標 1 を見通した線を基準として 20 度 100 メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町

3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 216 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町元網浜地先（元網）

(3) 漁場の区域 次の基点第 447 号の 1、ア、イ、ウ及び基点第 449 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 447 号の 1 釜石市箱崎町長崎突端の標識

基点第 448 号 釜石市箱崎町地先松島東突端の標識

基点第 449 号の 1 釜石市箱崎町仲網鼻の標識

方位標 下閉伊郡山田町船越大島灯台の中心

ア点 基点第 447 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 349 度 495 メートルの点

イ点 基点第 448 号から方位標を見通した線を基準として 359 度 1,160 メートルの点

ウ点 基点第 448 号から方位標を見通した線を基準として 20 度 1,065 メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町、片岸町及び鶴住居町並びに上閉伊郡大槌町

3 条件 ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 217 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町仮宿地先（仮宿）

(3) 漁場の区域 次の基点第 453 号、ア、イ及び基点第 459 号の 2 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 453 号 釜石市箱崎町オイデ崎の標識

基点第 459 号の 2 釜石市箱崎町返り松の標識

方位標 1 基点第 456 号 (釜石市箱崎町三貫島地先ちようご岩頂上の標識)

方位標 2 基点第 481 号 (釜石市大字釜石白崎地先鳥くそ島の標識)

ア点 基点第 453 号から方位標 1 を見通した線を基準として 68 度 850 メートルの点

イ点 基点第 459 号の 2 から方位標 2 を見通した線を基準として 291 度 850 メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件 ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 218 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町黒崎地先 (黒崎)

(3) 漁場の区域 次の基点第 459 号の 3、ア、イ、ウ、エ及び基点第 461 号の 5 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 459 号の 3 釜石市箱崎町ほつちようか中浜の標識

基点第 461 号の 1 釜石市箱崎町黒崎地先松島南端の標識

基点第 461 号の 5 釜石市箱崎町竜神鼻の標識

方位標 1 基点第 460 号 (釜石市箱崎町地先ちよぼ岩の標識)

方位標 2 釜石市両石町地先両石湾中根灯標の中心

ア点 基点第 459 号の 3 から方位標 1 を見通した線を基準として 35 度 750 メートルの点

イ点 基点第 461 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 233 度 230 メートルの点

ウ点 基点第 461 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 309 度 310 メートルの点

エ点 基点第 461 号の 5 から方位標 2 を見通した線を基準として 316 度 400 メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町及び両石町

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 219 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃

第一種区画漁業	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市箱崎町桑の浜地先（下り松）

(3) 漁場の区域 次の基点第 464 号、ア、イ、ウ及び基点第 467 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 464 号 釜石市箱崎町越浜東出鼻の標識

基点第 465 号 釜石市箱崎町下り松出鼻の標識

基点第 467 号 釜石市箱崎町小川鼻突端の標識

方位標 釜石市両石町地先両石湾中根灯標の中心

ア点 基点第 465 号から方位標を見通した線を基準として 280 度 305 メートルの点

イ点 基点第 465 号から方位標を見通した線を基準として 334 度 300 メートルの点

ウ点 基点第 465 号から方位標を見通した線を基準として 24 度 470 メートルの点

2 地元地区 釜石市箱崎町

3 条件 ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 220 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市両石町地先（七ツヤ）

(3) 漁場の区域 次の基点第 471 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 479 号の各点を順次に結んだ線並びに基点第 472 号の 1 と基点第 475 号の 1 を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 471 号 釜石市両石町おのぎ鼻の標識

基点第 472 号の 1 釜石市両石町水海釜の尻の標識

基点第 475 号の 1 釜石市両石町松鼻突端の標識

基点第 479 号 釜石市両石町地先松島の標識

方位標 釜石市両石町地先両石湾中根灯標の中心

ア点 基点第 471 号から方位標を見通した線を基準として 64 度 150 メートルの点

イ点 基点第 479 号から方位標を見通した線を基準として 45 度 600 メートルの点

ウ点 基点第 479 号から方位標を見通した線を基準として 109 度 930 メートルの点

エ点 基点第 479 号から方位標を見通した線を基準として 133 度 770 メートルの点

オ点 基点第 479 号から方位標を見通した線を基準として 143 度 460 メートルの点

カ点 基点第 479 号から方位標を見通した線を基準として 134 度 170 メートルの点

2 地元地区 釜石市両石町

3 条件 イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線を 4 等分した 3 点及びイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点及びイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 221 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市鏡浜地先（鏡）

(3) 漁場の区域 次の基点第 479 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、基点第 479 号の 2 及び基点第 479 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 479 号 釜石市両石町地先松島の標識

基点第 479 号の 2 釜石市大字釜石鏡浜スケ鼻突端の標識

基点第 481 号 釜石市大字釜石白崎地先鳥くそ島の標識

方位標 釜石市両石町地先両石湾中根灯標の中心

ア点 基点第 481 号から方位標を見通した線を基準として 352 度 30 分 1,020 メートルの点

イ点 基点第 481 号から方位標を見通した線を基準として 10 度 425 メートルの点

ウ点 基点第 481 号から方位標を見通した線を基準として 52 度 30 分 150 メートルの点

エ点 基点第 481 号から方位標を見通した線を基準として 289 度 290 メートルの点

オ点 基点第 481 号から方位標を見通した線を基準として 332 度 30 分 710 メートルの点

カ点 基点第 481 号から方位標を見通した線を基準として 325 度 30 分 780 メートルの点

キ点 基点第 481 号から方位標を見通した線を基準として 331 度 30 分 1,160 メートルの点

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、大字平田及び唐丹町を除く。）

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 222 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市八ツ木地先（白崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 483 号 釜石市大字釜石地先八木島内角の標識

方位標 釜石市箱崎町仮宿漁港防波堤の突端

ア点 基点第 483 号から方位標を見通した線を基準として 9 度 1,000 メートルの点

イ点 基点第 483 号から方位標を見通した線を基準として 24 度 30 分 1,200 メートルの点

ウ点 基点第 483 号から方位標を見通した線を基準として 110 度 1,160 メートルの点

エ点 基点第 483 号から方位標を見通した線を基準として 134 度 30 分 950 メートルの点

オ点 基点第 483 号から方位標を見通した線を基準として 95 度 190 メートルの点

カ点 基点第 483 号から方位標を見通した線を基準として 66 度 30 分 470 メートルの点

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町、大字平田及び唐丹町を除く。）

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 223 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字釜石泉浜地先（泉浜）

(3) 漁場の区域 次の基点第 484 号と基点第 485 号の 1 の各点を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 484 号 釜石市大字釜石わしの巣崎西鼻の標識

基点第 485 号の 1 釜石市大字釜石小縄崎西出鼻の標識

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町、大字平田及び唐丹町を除く。）

3 条件 船舶の航路として 70 メートル以上を確保しなければならない。

公示番号 一区第 224 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃

第一種区画漁業	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	かれい・ひらめ小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田第6地割地先(小田浜)

(3) 漁場の区域 次の基点第490号、ア、イ及び基点第491号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第490号 釜石市大字平田管の浜東鼻の標識

基点第491号 釜石市大字平田まがき鼻の標識

方位標 釜石市大字平田平田漁港北防波堤灯台の中心

ア点 基点第490号から方位標を見通した線を基準として110度130メートルの点

イ点 基点第491号から方位標を見通した線を基準として70度200メートルの点

2 地元地区 釜石市大字平田第1地割から第6地割まで

3 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第225号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田第6地割地先(垂水)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第491号 釜石市大字平田まがき鼻の標識

方位標 釜石市大字平田平田漁港北防波堤灯台の中心

ア点 基点第491号から方位標を見通した線を基準として89度30分155メートルの点

イ点 基点第491号から方位標を見通した線を基準として129度380メートルの点

ウ点 基点第491号から方位標を見通した線を基準として193度30分585メートルの点

エ点 基点第491号から方位標を見通した線を基準として220度30分425メートルの点

2 地元地区 釜石市大字平田第1地割から第6地割まで

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第226号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種区画漁業	まつも養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田第7地割地先(石浜)

(3) 漁場の区域 次の基点第492号の5、ア及び基点第492号の6の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第492号の5 釜石市大字平田尾崎白浜黒崎白鼻の標識

基点第492号の6 釜石市大字平田白浜(釜石)漁港西防波堤基部から同防波堤上73メートルの標識

方位標 釜石湾口北防波堤灯台の中心

ア点 基点第492号の5から方位標を見通した線を基準として68度20分300メートルの点

2 地元地区 釜石市大字平田第7地割から第9地割まで

3 条件 ア点及び基点第492号の6とア点の各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第227号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田白浜及び青出浜地先(白浜前)

(3) 漁場の区域 次の基点第492号の7、ア、基点第498号及び基点第499号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第492号の7 釜石市大字平田白浜(釜石)漁港東防波堤基部から同防波堤上349メートルの標識

基点第498号 釜石市大字平田尾崎白浜地先大刀が根島の標識

基点第499号 釜石市大字平田尾崎白浜首浜の標識

方位標 釜石湾口北防波堤灯台の中心

ア点 基点第492号の7から方位標を見通した線を基準として323度45分685メートルの点

2 地元地区 釜石市大字平田第7地割から第9地割まで

3 条件

(1) 船舶の航路として70メートル以上設定し、航路入口の両端に標識を設置しなければならない。

(2) ア点及び基点第492号の7とアの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第228号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃



第一種区画漁業	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田白浜及び青出浜地先（白浜沖）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 492 号の 5 釜石市大字平田尾崎白浜黒崎白鼻の標識

方位標 釜石湾口北防波堤灯台の中心

ア点 基点第 492 号の 5 から方位標を見通した線を基準として 64 度 40 分 350 メートルの点

イ点 基点第 492 号の 5 から方位標を見通した線を基準として 338 度 40 分 490 メートルの点

ウ点 基点第 492 号の 5 から方位標を見通した線を基準として 18 度 1, 550 メートルの点

エ点 基点第 492 号の 5 から方位標を見通した線を基準として 29 度 10 分 1, 640 メートルの点

オ点 基点第 492 号の 5 から方位標を見通した線を基準として 29 度 40 分 1, 720 メートルの点

カ点 基点第 492 号の 5 から方位標を見通した線を基準として 35 度 1, 680 メートルの点

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 229 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田地先（カタマエ）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 499 号の 1 釜石市大字平田尾崎白浜くそふり場地先小沼島の標識

基点第 499 号の 2 釜石市大字平田尾崎白浜黒鼻の標識

方位標 釜石湾口北防波堤灯台の中心

ア点 基点第 499 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 11 度 30 分 70 メートルの点

イ点 基点第 499 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 19 度 30 分 320 メートルの点

ウ点 基点第 499 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 94 度 15 分 560 メートルの点

エ点 基点第 499 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 115 度 20 分 370 メートルの点

2 地元地区 釜石市（片岸町、鶴住居町、箱崎町、両石町及び唐丹町を除く。）

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 230 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田イモンダ浜地先（松島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第501号 釜石市大字平田イモンダ浜地先平磯岩頂上の標識

方位標 釜石湾口北防波堤灯台の中心

ア点 基点第501号から方位標を見通した線を基準として103度45分100メートルの点

イ点 基点第501号から方位標を見通した線を基準として103度45分500メートルの点

ウ点 基点第501号から方位標を見通した線を基準として131度45分570メートルの点

エ点 基点第501号から方位標を見通した線を基準として172度50分300メートルの点

2 地元地区 釜石市大字平田第1地割から第6地割まで

3 条件 ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第231号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田小松浜地先（小松）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第502号の3 釜石市大字平田小松浜地先焼島の標識

方位標 基点第502号の7（釜石市大字平田小松浜地先赤磯の標識）

ア点 基点第502号の3から方位標を見通した線を基準として260度30分420メートルの点

イ点 基点第502号の3から方位標を見通した線を基準として286度625メートルの点

ウ点 基点第502号の3から方位標を見通した線を基準として18度30分545メートルの点

エ点 基点第502号の3から方位標を見通した線を基準として52度455メートルの点

2 地元地区 釜石市大字平田第7地割から第9地割まで

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第232号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

	こんぶ養殖業	〃
--	--------	---

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田小松浜地先（大根）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 502 号の 4 釜石市大字平田尾崎白浜小松浜地先小赤磯の標識

方位標 釜石市大字平田尾崎灯台の中心

ア点 基点第 502 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 336 度 470 メートルの点

イ点 基点第 502 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 5 度 50 分 590 メートルの点

ウ点 基点第 502 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 96 度 30 分 710 メートルの点

エ点 基点第 502 号の 4 から方位標を見通した線を基準として 119 度 510 メートルの点

2 地元地区 釜石市大字平田第 7 地割から第 9 地割まで

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 233 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市大字平田佐須地先（佐須）

(3) 漁場の区域 次の基点第 504 号の 1、基点第 504 号、ア、イ、ウ、基点第 505 号及び基点第 505 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 504 号 釜石市大字平田佐須地先黒岩の標識

基点第 504 号の 1 釜石市大字平田佐須地先洞ヶ浜の標識

基点第 505 号 釜石市大字平田佐須芳ヶ洞地先長磯の標識

基点第 505 号の 1 釜石市大字平田佐須地先芳ヶ洞の標識

方位標 釜石市唐丹町死骨崎地先金島灯台の中心

ア点 基点第 504 号から方位標を見通した線を基準として 12 度 285 メートルの点

イ点 基点第 504 号から方位標を見通した線を基準として 68 度 915 メートルの点

ウ点 基点第 504 号から方位標を見通した線を基準として 75 度 30 分 1,135 メートルの点

2 地元地区 釜石市大字平田第 9 地割

3 条件 ア、イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 234 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

	こんぶ養殖業	〃
--	--------	---

- (2) 漁場の位置 釜石市大字平田佐須地先（かつお島）
- (3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点第 504 号 釜石市大字平田佐須地先黒岩の標識  
 方位標 釜石市唐丹町死骨崎地先金島灯台の中心  
 ア点 基点第 504 号から方位標を見通した線を基準として 58 度 20 分 837 メートルの点  
 イ点 基点第 504 号から方位標を見通した線を基準として 337 度 510 メートルの点  
 ウ点 基点第 504 号から方位標を見通した線を基準として 355 度 50 分 1,071 メートルの点  
 エ点 基点第 504 号から方位標を見通した線を基準として 47 度 40 分 1,044 メートルの点

- 2 地元地区 釜石市大字平田第 9 地割
- 3 条件 ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 235 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがいがい垂下式養殖業	〃

- (2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（桐ヶ柵）
- (3) 漁場の区域 次の基点第 507 号、ア、イ、ウ、エ、基点第 509 号、基点第 508 号の 3 及び基点第 507 号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域  
 基点第 507 号 釜石市唐丹町字花露辺地先鷺の巣島頂点の標識  
 基点第 508 号の 3 釜石市唐丹町字花露辺地先赤磯島南端の標識  
 基点第 509 号 釜石市唐丹町字花露辺地先弁天島南端の標識  
 方位標 釜石市唐丹町死骨崎地先金島灯台の中心  
 ア点 基点第 507 号から方位標を見通した線を基準として 330 度 900 メートルの点  
 イ点 基点第 508 号の 3 から方位標を見通した線を基準として 27 度 650 メートルの点  
 ウ点 基点第 509 号から方位標を見通した線を基準として 115 度 160 メートルの点  
 エ点 基点第 509 号から方位標を見通した線を基準として 180 度 100 メートルの点

- 2 地元地区 釜石市唐丹町
- 3 条件 ア、イ及びウの各点並びに基点第 507 号とアの各点を結ぶ直線の中心点及びアとイの各点を結ぶ直線を 4 等分した 3 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ及びウの各点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 236 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先(本郷、小白浜)

(3) 漁場の区域 次の基点第513号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第517号の3の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第513号 釜石市唐丹町字桜峠涙鼻の標識

基点第513号の2 釜石市唐丹町字桜峠仏崎突端の標識

基点第513号の3 釜石市唐丹町字桜峠の標識

基点第513号の4 釜石市唐丹町字桜峠地先白石島頂点の標識

基点第517号の3 釜石市唐丹町小白浜漁港東防波堤基部から552.7メートルの標識

方位標 釜石市唐丹町死骨崎地先金島灯台の中心

ア点 基点第513号から方位標を見通した線を基準として326度270メートルの点

イ点 基点第513号の4から方位標を見通した線を基準として322度450メートルの点

ウ点 基点第513号の3から方位標を見通した線を基準として8度895メートルの点

エ点 基点第513号の2から方位標を見通した線を基準として38度600メートルの点

オ点 基点第513号の2から方位標を見通した線を基準として89度30分430メートルの点

2 地元地区 釜石市唐丹町

3 条件 ア、イ、ウ、エ及びオの各点並びに基点第517号の3とオの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯(ア及びイの各点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第237号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	かれい・ひらめ小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先(荒川)

(3) 漁場の区域 次の基点第517号の2、ア、イ及び基点第526号の2の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第517号の2 釜石市唐丹町小白浜漁港南防波堤基部の標識

基点第520号 釜石市唐丹町字荒川大原尻鼻の標識

基点第 526 号の 2 釜石市唐丹町字向出岸の標識

方位標 釜石市唐丹町小白浜漁港東防波堤灯台の中心

ア点 基点第 520 号から方位標を見通した線を基準として 89 度 320 メートルの点

イ点 基点第 526 号の 2 から方位標を見通した線を基準として 33 度 800 メートルの点

2 地元地区 釜石市唐丹町

3 条件 ア及びイの各点並びに基点第 517 号の 2 とアの各点を結ぶ直線の中心点及びアとイの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯（イ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 238 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 釜石市唐丹町地先（嫁ヶ崎、石浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 527 号 釜石市唐丹町字屋形嫁ヶ崎鼻突端の標識

基点第 529 号の 1 釜石市唐丹町字屋形大建の標識

方位標 基点第 508 号の 3（釜石市唐丹町字花露辺地先赤磯島南端の標識）

ア点 基点第 527 号から方位標を見通した線を基準として 338 度 50 メートルの点

イ点 基点第 527 号から方位標を見通した線を基準として 338 度 730 メートルの点

ウ点 基点第 529 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 20 度 850 メートルの点

エ点 基点第 529 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 20 度 150 メートルの点

2 地元地区 釜石市唐丹町

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（イ点及びイとウの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点のうちイ点に近い方の点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 301 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃

	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先(十二役)

(3) 漁場の区域 次の基点第 607 号の 3、ア、イ、ウ及び基点第 607 号の 3 の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 607 号の 3 大船渡市三陸町吉浜字十二役地先大磯島の標識

基点第 608 号の 1 大船渡市三陸町吉浜字十二役弁天崎の標識

方位標 1 大船渡市三陸町越喜来首崎灯台の中心

方位標 2 大船渡市三陸町吉浜根白漁港東防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第 607 号の 3 から方位標 1 を見通した線を基準として 22 度 1,400 メートルの点

イ点 基点第 608 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 271 度 1,200 メートルの点

ウ点 基点第 608 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 271 度 150 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

3 条件 ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ア及びイの各点にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 302 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先(吉浜)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 608 号の 1 大船渡市三陸町吉浜字十二役弁天崎の標識

基点第 611 号 大船渡市三陸町吉浜字扇洞青木尻の標識

基点第 615 号の 1 大船渡市三陸町吉浜字増館横島の標識

基点第 616 号の 1 大船渡市三陸町吉浜字増館横沼崎の標識

方位標 大船渡市三陸町吉浜根白漁港東防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第 608 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 283 度 475 メートルの点

イ点 基点第 616 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 358 度 360 メートルの点

ウ点 基点第 615 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 27 度 250 メートルの点

エ点 基点第 615 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 322 度 800 メートルの点

オ点 基点第 611 号から方位標を見通した線を基準として 86 度 350 メートルの点

カ点 基点第 611 号から方位標を見通した線を基準として 340 度 660 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

- 3 条件 ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（アとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第303号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町吉浜地先（鳥居島）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第616号の1 大船渡市三陸町吉浜字増館横沼崎の標識

基点第617号の2 大船渡市三陸町吉浜字増館筋海崎の標識

方位標 大船渡市三陸町吉浜根白漁港東防波堤突端灯台の中心

ア点 基点第616号の1から方位標を見通した線を基準として358度30分360メートルの点

イ点 基点第616号の1から方位標を見通した線を基準として5度890メートルの点

ウ点 基点第617号の2から方位標を見通した線を基準として76度30分1,550メートルの点

エ点 基点第617号の2から方位標を見通した線を基準として129度650メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町吉浜

- 3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線を3等分した2点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第304号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（沖方）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第627号の1 大船渡市三陸町越喜来字明神道86番地の標識



方位標 大船渡市三陸町綾里崎灯台の中心

ア点 基点第 627 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 319 度 30 分 400 メートルの点

イ点 基点第 627 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 319 度 30 分 1,230 メートルの点

ウ点 基点第 627 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 330 度 1,490 メートルの点

エ点 基点第 627 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 359 度 2,690 メートルの点

オ点 基点第 627 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 11 度 30 分 2,490 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 イ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 305 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(天童)

(3) 漁場の区域 次の基点第 628 号の 1、ア、イ、ウ及び基点第 633 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 628 号の 1 大船渡市三陸町越喜来字明神道 86 番地崎山神社前の標識

基点第 633 号の 1 大船渡市三陸町越喜来字明神道鬼間ヶ崎西端の標識

方位標 基点第 628 号(大船渡市三陸町越喜来字明神道地先スズメ島中央の標識)

ア点 基点第 628 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 52 度 30 分 850 メートルの点

イ点 基点第 628 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 92 度 1,940 メートルの点

ウ点 基点第 628 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 108 度 1,720 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 306 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃

第一種区画漁業	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃
	かれい・ひらめ小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(松ヶ崎)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 637 号の 1 大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜崎浜漁港西側防波堤突端の標識

方位標 基点第 636 号の 1 (大船渡市三陸町越喜来字明神道崎浜漁港中央防波堤突端の標識)

ア点 基点第 637 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 61 度 220 メートルの点

イ点 基点第 637 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 12 度 380 メートルの点

ウ点 基点第 637 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 3 度 30 分 730 メートルの点

エ点 基点第 637 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 354 度 30 分 1,250 メートルの点

オ点 基点第 637 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 42 度 30 分 1,760 メートルの点

カ点 基点第 637 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 61 度 1,760 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 エ及びオの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(エ点の最寄りの施設にあっては緑色標識灯、エとオの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 307 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃
	かれい・ひらめ小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先(浪板)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 642 号 大船渡市三陸町越喜来字大平七色岩頂上の標識

基点第 650 号の 1 大船渡市三陸町越喜来字浪板越喜来漁港東防波堤堤頭側曲部の標識

方位標 1 大船渡市三陸町越喜来鬼沢漁港防波堤灯台の中心

方位標 2 基点第 653 号（大船渡市三陸町越喜来字小泊トサキ突端の標識）

ア点 基点第 642 号から方位標 1 を見通した線を基準として 348 度 30 分 100 メートルの点

イ点 基点第 642 号から方位標 1 を見通した線を基準として 348 度 30 分 580 メートルの点

ウ点 基点第 650 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 317 度 600 メートルの点

エ点 基点第 650 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 317 度 100 メートルの点

オ点 基点第 650 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 265 度 30 分 300 メートルの点

カ点 基点第 642 号から方位標 1 を見通した線を基準として 38 度 500 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 イ及びウの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 308 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	まつも養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	かれい・ひらめ小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（浦浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 650 号の 1 大船渡市三陸町越喜来字浪板越喜来漁港東防波堤堤頭側曲部の標識

方位標 基点第 653 号（大船渡市三陸町越喜来字小泊トサキ突端の標識）

ア点 基点第 650 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 26 度 220 メートルの点

イ点 基点第 650 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 333 度 600 メートルの点

ウ点 基点第 650 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 26 度 500 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 イ点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 309 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃

第一種区画漁業	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃
	かれい・ひらめ小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（館ヶ崎）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 659 号 大船渡市三陸町越喜来字小泊鷺の巣崎突端の標識

方位標 大船渡市三陸町越喜来漁港防波堤灯台の中心

ア点 基点第 659 号から方位標を見通した線を基準として 339 度 810 メートルの点

イ点 基点第 659 号から方位標を見通した線を基準として 345 度 1,010 メートルの点

ウ点 基点第 659 号から方位標を見通した線を基準として 354 度 960 メートルの点

エ点 基点第 659 号から方位標を見通した線を基準として 358 度 30 分 1,360 メートルの点

オ点 基点第 659 号から方位標を見通した線を基準として 89 度 30 分 2,420 メートルの点

カ点 基点第 659 号から方位標を見通した線を基準として 96 度 2,360 メートルの点

キ点 基点第 659 号から方位標を見通した線を基準として 94 度 810 メートルの点

ク点 基点第 659 号から方位標を見通した線を基準として 127 度 230 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 エ、オ、カ、キ及びクの各点並びにエとオの各点を結ぶ直線を 4 等分した 3 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（エ及びオの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、カ、キ及びクの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 310 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（松島）

(3) 漁場の区域 次の基点第 660 号、ア、イ、ウ、エ及び基点第 662 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによつ

て囲まれた区域

基点第 660 号 大船渡市三陸町越喜来字鬼沢第 1 防波堤基部の標識

基点第 662 号 大船渡市三陸町越喜来字鬼沢船岩突端の標識

方位標 大船渡市三陸町越喜来鬼沢漁港防波堤灯台の中心

ア点 基点第 662 号から方位標を見通した線を基準として 26 度 910 メートルの点

イ点 基点第 662 号から方位標を見通した線を基準として 80 度 760 メートルの点

ウ点 基点第 662 号から方位標を見通した線を基準として 87 度 770 メートルの点

エ点 基点第 662 号から方位標を見通した線を基準として 102 度 530 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 ア、イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア及びウの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 311 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町越喜来地先（尾入）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 663 号 大船渡市三陸町越喜来と同町綾里との境界の尾入崎北端の標識

方位標 大船渡市三陸町越喜来鬼沢漁港防波堤灯台の中心

ア点 基点第 663 号から方位標を見通した線を基準として 128 度 290 メートルの点

イ点 基点第 663 号から方位標を見通した線を基準として 135 度 615 メートルの点

ウ点 基点第 663 号から方位標を見通した線を基準として 117 度 880 メートルの点

エ点 基点第 663 号から方位標を見通した線を基準として 155 度 2,300 メートルの点

オ点 基点第 663 号から方位標を見通した線を基準として 171 度 30 分 2,200 メートルの点

カ点 基点第 663 号から方位標を見通した線を基準として 167 度 30 分 190 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町越喜来

3 条件 ア、ウ、エ、オ及びカの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線上ウ点から 1,000 メートルの点の最寄りの施設及びオとカの各点を結ぶ直線上オ点から 1,140 メートルの点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウとエの各点を結ぶ直線上ウ点から 1,000 メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯、オ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 312 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(二浜)

(3) 漁場の区域 次の基点第663号の1、ア、イ、ウ、エ及び基点第673号の1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第663号 大船渡市三陸町越喜来と同町綾里との境界の尾入崎北端の標識

基点第663号の1 大船渡市三陸町綾里字小石浜尾入崎の標識

基点第672号の3 大船渡市三陸町綾里字砂子浜青出しの標識

基点第673号の1 大船渡市三陸町綾里字砂子浜大浦崎東鼻の標識

方位標1 基点第636号の1(大船渡市三陸町越喜来字明神道崎浜漁港中央防波堤突端の標識)

方位標2 大船渡市三陸町越喜来首崎灯台の中心

ア点 基点第663号から基点第663号の1を見通した線上15メートルの点

イ点 基点第672号の3から方位標1を見通した線を基準として15度995メートルの点

ウ点 基点第672号の3から方位標1を見通した線を基準として29度500メートルの点

エ点 基点第673号の1から方位標2を見通した線を基準として317度30分450メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線上ア点から1,060メートル及び2,200メートルの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(アとイの各点を結ぶ直線上ア点から2,200メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第313号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(綾里湾)

(3) 漁場の区域 次の基点第 677 号、ア、イ及び基点第 693 号の 2 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 677 号 大船渡市三陸町綾里字殿畑片根突端の標識

基点第 693 号の 2 大船渡市三陸町綾里字野々前又ぬき鼻の標識

方位標 1 大船渡市三陸町綾里崎灯台の中心

方位標 2 基点第 686 号(大船渡市三陸町綾里字殿畑明神崎の標識)

ア点 基点第 677 号から方位標 1 を見通した線を基準として 343 度 800 メートルの点

イ点 基点第 693 号の 2 から方位標 2 を見通した線を基準として 67 度 1,450 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 314 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(籠丸)

(3) 漁場の区域 次の基点第 695 号の 1、ア、イ、ウ及び基点第 696 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 695 号の 1 大船渡市三陸町綾里字田浜下釜治の標識

基点第 696 号の 1 大船渡市三陸町綾里字田浜下不動尻突端の標識

方位標 大船渡市末崎町碁石崎灯台の中心

ア点 基点第 695 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 273 度 700 メートルの点

イ点 基点第 696 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 260 度 620 メートルの点

ウ点 基点第 696 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 244 度 260 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 315 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(大盤行)

(3) 漁場の区域 次の基点第 697 号、ア、イ及び基点第 697 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲

まれた区域

基点第 697 号 大船渡市三陸町綾里字田浜下ナンド鼻の標識

基点第 697 号の 1 大船渡市三陸町綾里字田浜下中の鼻の標識

方位標 大船渡市末崎町基石崎灯台の中心

ア点 基点第 697 号から方位標を見通した線を基準として 277 度 730 メートルの点

イ点 基点第 697 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 274 度 420 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 ア及びイの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 316 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(常陸かまつ)

(3) 漁場の区域 次の基点第 699 号の 1、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 709 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 699 号の 1 大船渡市三陸町綾里字田浜下笠松下の標識

基点第 700 号の 1 大船渡市三陸町綾里字田浜下まな板鼻南端の標識

基点第 702 号の 1 大船渡市三陸町綾里字田浜下中の通り廻り鼻の標識

基点第 709 号 大船渡市三陸町綾里字田浜下小浜綾里漁港南防波堤基部の標識

方位標 1 大船渡市末崎町基石崎灯台の中心

方位標 2 大船渡市赤崎町コオリ崎灯台の中心

方位標 3 大船渡市三陸町綾里漁港南防波堤灯台の中心

ア点 基点第 699 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 313 度 470 メートルの点

イ点 基点第 700 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 296 度 1,150 メートルの点

ウ点 基点第 700 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 327 度 950 メートルの点

エ点 基点第 702 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 339 度 800 メートルの点

オ点 大船渡市三陸町綾里漁港東防波堤灯台の中心の点

カ点 基点第 709 号から方位標 3 を見通した線を基準として 349 度 180 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(ウ及びエの各点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。



公示番号 一区第 317 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市三陸町綾里地先(大崖)

(3) 漁場の区域 次の基点第 712 号の 1、ア、イ、ウ、基点第 717 号の 1 及び基点第 717 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 712 号の 1 大船渡市三陸町綾里字八ヶ森内港西防波堤の標識

基点第 716 号の 1 大船渡市三陸町綾里字小路小路崎突端の標識

基点第 716 号の 2 大船渡市三陸町綾里字小路田の尻護岸の標識

基点第 717 号 大船渡市三陸町綾里綾里漁業協同組合と赤崎町旧赤崎漁業協同組合との境界の標識

基点第 717 号の 1 大船渡市三陸町綾里と赤崎町との境界地先木取島南寄りの標識

方位標 1 大船渡市三陸町綾里漁港南防波堤灯台の中心

方位標 2 大船渡市三陸町綾里漁港東防波堤灯台の中心

方位標 3 大船渡市赤崎町コオリ崎灯台の中心

ア点 基点第 712 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 40 度 90 メートルの点

イ点 基点第 716 号の 2 から方位標 2 を見通した線を基準として 107 度 30 分 1,100 メートルの点

ウ点 基点第 716 号の 1 から方位標 3 を見通した線を基準として 19 度 470 メートルの点

2 地元地区 大船渡市三陸町綾里

3 条件 ア、イ及びウの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線上ア点から 1,690 メートルの点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯(イ点及びアとイの各点を結ぶ直線上ア点から 1,690 メートルの点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯)を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 318 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先(重根)

- (3) 漁場の区域 次の基点第 717 号、基点第 717 号の 1、ア、イ、ウ、エ及び基点第 724 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 717 号 大船渡市三陸町綾里綾里漁業協同組合と赤崎町旧赤崎漁業協同組合との境界の標識

基点第 717 号の 1 大船渡市三陸町綾里と赤崎町との境界地先木取島南寄りの標識

基点第 719 号の 1 大船渡市赤崎町字外口長崎漁港外口地区漁港西防波堤中央の標識

基点第 724 号 大船渡市赤崎町字長崎高磯鼻突端の標識

方位標 1 基点第 720 号 (大船渡市赤崎町字外口地先大島頂上の標識)

方位標 2 大船渡市赤崎町コオリ崎灯台の中心

ア点 基点第 719 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 214 度 1,550 メートルの点

イ点 基点第 719 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 250 度 30 分 2,000 メートルの点

ウ点 基点第 719 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 312 度 30 分 995 メートルの点

エ点 基点第 724 号から方位標 2 を見通した線を基準として 72 度 30 分 580 メートルの点

- 2 地元地区 大船渡市赤崎町

- 3 条件 ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯 (エ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯) を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 319 号

- 1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

- (2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先 (千丸)

- (3) 漁場の区域 次の基点第 727 号、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第 732 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 724 号 大船渡市赤崎町字長崎高磯鼻突端の標識

基点第 727 号 大船渡市赤崎町字長崎地先桔梗島岩頭の標識

基点第 732 号の 1 大船渡市赤崎町字鳥沢大平の標識

方位標 1 大船渡市赤崎町コオリ崎灯台の中心

方位標 2 大船渡湾口南防波堤灯台の中心

ア点 基点第 724 号から方位標 1 を見通した線を基準として 102 度 350 メートルの点

イ点 基点第 727 号から方位標 2 を見通した線を基準として 268 度 30 分 340 メートルの点

ウ点 基点第 727 号から方位標 2 を見通した線を基準として 268 度 30 分 290 メートルの点

エ点 基点第 727 号から方位標 2 を見通した線を基準として 10 度 30 分 1,170 メートルの点

オ点 基点第 727 号から方位標 2 を見通した線を基準として 8 度 1,270 メートルの点

- 2 地元地区 大船渡市赤崎町

- 3 条件 ア及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯 (ア点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯) を、昼間は標識物標

をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第320号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先(蛸の浦)

(3) 漁場の区域 次の基点第733号の2、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第755号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第733号の2 大船渡市赤崎町字鳥沢浪板の標識

基点第733号の3 大船渡市赤崎町字鳥沢地先沖みさご島の標識

基点第737号 大船渡市赤崎町字鳥沢山崎穴の口の標識

基点第755号 大船渡市赤崎町字清水の標識

方位標1 大船渡湾口南防波堤灯台の中心

方位標2 大船渡市大船渡町地先珊瑚島灯台(南側)の中心

ア点 基点第733号の3から方位標1を見通した線を基準として345度430メートルの点

イ点 基点第733号の3から方位標1を見通した線を基準として61度30分130メートルの点

ウ点 基点第737号から方位標2を見通した線を基準として303度160メートルの点

エ点 基点第737号から方位標2を見通した線を基準として30度960メートルの点

オ点 基点第737号から方位標2を見通した線を基準として20度30分1,320メートルの点

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件 イ、ウ、エ及びオの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線上エ点から410メートルの点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第321号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8月1日から翌年5月31日まで
	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	えぞしかがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先(清水)

(3) 漁場の区域 次の基点第755号、ア、イ、基点第761号、基点第762号及び基点第758号の1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第737号 大船渡市赤崎町字鳥沢山崎穴の口の標識

基点第 755 号 大船渡市赤崎町字清水の標識

基点第 758 号の 1 大船渡市赤崎町字永浜州崎岩頭の標識

基点第 761 号 大船渡市赤崎町地先琵琶島西端の標識

基点第 762 号 大船渡市赤崎町地先琵琶島東端の標識

方位標 1 大船渡市大船渡町地先珊瑚島灯台（南側）の中心

方位標 2 基点第 757 号（大船渡市赤崎町字清水下り松北鼻の標識）

ア点 基点第 737 号から方位標 1 を見通した線を基準として 20 度 30 分 1,320 メートルの点

イ点 基点第 761 号から方位標 2 を見通した線を基準として 92 度 30 分 215 メートルの点

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件 イ点及びアとイの各点を結ぶ直線上イ点から 320 メートルの点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 322 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（珊瑚島）

(3) 漁場の区域 次の基点第 779 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ及び基点第 782 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 746 号 大船渡市赤崎町字蛸の浦小浜鼻の標識

基点第 779 号 大船渡市大船渡町地先珊瑚島北側東の標識

基点第 782 号 大船渡市大船渡町地先珊瑚島南端の標識

方位標 1 大船渡市大船渡町地先珊瑚島灯台（南側）の中心

方位標 2 大船渡市末崎町大船渡漁港（細浦）東防波堤灯台の中心

ア点 基点第 746 号から方位標 1 を見通した線を基準として 24 度 30 分 720 メートルの点

イ点 基点第 746 号から方位標 1 を見通した線を基準として 55 度 30 分 985 メートルの点

ウ点 基点第 746 号から方位標 1 を見通した線を基準として 56 度 30 分 970 メートルの点

エ点 基点第 746 号から方位標 1 を見通した線を基準として 27 度 665 メートルの点

オ点 基点第 746 号から方位標 1 を見通した線を基準として 20 度 30 分 655 メートルの点

カ点 基点第 746 号から方位標 1 を見通した線を基準として 10 度 665 メートルの点

キ点 基点第 746 号から方位標 1 を見通した線を基準として 354 度 30 分 855 メートルの点

ク点 基点第 782 号から方位標 2 を見通した線を基準として 329 度 80 メートルの点

ケ点 基点第 782 号から方位標 2 を見通した線を基準として 12 度 30 分 100 メートルの点

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件 ウ、カ及びキの各点の最寄りの施設に夜間は緑色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 323 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで

(2) 漁場の位置 大船渡市赤崎町地先（琵琶島）

(3) 漁場の区域 次の基点第758号の1、基点第762号、基点第761号、ア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第758号の1 大船渡市赤崎町字永浜州崎岩頭の標識

基点第761号 大船渡市赤崎町地先琵琶島西端の標識

基点第762号 大船渡市赤崎町地先琵琶島東端の標識

方位標 基点第757号（大船渡市赤崎町字清水下り松北鼻の標識）

ア点 基点第761号から方位標を見通した線を基準として92度30分215メートルの点

イ点 基点第761号から方位標を見通した線を基準として158度240メートルの点

ウ点 基点第761号から方位標を見通した線を基準として237度250メートルの点

エ点 基点第761号から方位標を見通した線を基準として244度30分395メートルの点

2 地元地区 大船渡市赤崎町

3 条件 イ点の最寄りの施設に夜間は赤色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第324号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市大船渡町地先（珊瑚島西側）

(3) 漁場の区域 次の基点第779号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第782号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第746号 大船渡市赤崎町字蛸の浦小浜鼻の標識

基点第778号 大船渡市大船渡町地先珊瑚島北側中央の標識

基点第779号 大船渡市大船渡町地先珊瑚島北側東の標識

基点第782号 大船渡市大船渡町地先珊瑚島南端の標識

方位標1 大船渡市大船渡町地先珊瑚島灯台（南側）の中心

方位標2 大船渡市赤崎町太平洋セメント（株）大船渡工場煙突の中心

方位標3 大船渡市末崎町大船渡漁港（細浦）東防波堤灯台の中心

ア点 基点第746号から方位標1を見通した線を基準として24度30分720メートルの点

イ点 基点第746号から方位標1を見通した線を基準として55度30分985メートルの点

ウ点 基点第778号から方位標2を見通した線を基準として353度30分520メートルの点

エ点 基点第778号から方位標2を見通した線を基準として305度170メートルの点

オ点 基点第 782 号から方位標 3 を見通した線を基準として 23 度 115 メートルの点

カ点 基点第 782 号から方位標 3 を見通した線を基準として 12 度 30 分 100 メートルの点

2 地元地区 大船渡市大船渡町

3 条件 ウ、エ及びオの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 325 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市大船渡町地先（下船渡）

(3) 漁場の区域 次の基点第 784 号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及び基点第 786 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 737 号 大船渡市赤崎町字鳥沢山崎穴の口の標識

基点第 784 号 大船渡市大船渡町字下船渡 105 番地の標識

基点第 785 号 大船渡市大船渡町字丸森草礁の標識

基点第 786 号 大船渡市大船渡町字丸森洞ヶ浜中の岩の標識

方位標 大船渡市大船渡町地先珊瑚島灯台（南側）の中心

ア点 基点第 785 号から方位標を見通した線を基準として 338 度 635 メートルの点

イ点 基点第 785 号から方位標を見通した線を基準として 341 度 685 メートルの点

ウ点 基点第 785 号から方位標を見通した線を基準として 347 度 750 メートルの点

エ点 基点第 785 号から方位標を見通した線を基準として 0 度 650 メートルの点

オ点 基点第 785 号から方位標を見通した線を基準として 48 度 30 分 505 メートルの点

カ点 基点第 786 号から基点第 737 号を見通した線上 710 メートルの点（基点第 737 号と基点第 786 号を結ぶ中央の点）

2 地元地区 大船渡市大船渡町

3 条件 ウ、エ、オ及びカの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 326 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先(船河原)

(3) 漁場の区域 次の基点第786号、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第737号 大船渡市赤崎町字鳥沢山崎穴の口の標識

基点第786号 大船渡市大船渡町字丸森洞ヶ浜中の岩の標識

方位標 大船渡市大船渡町地先珊瑚島灯台(南側)の中心

ア点 基点第786号から基点第737号を見通した線上710メートルの点(基点第737号と基点第786号を結ぶ中央の点)

イ点 基点第786号から方位標を見通した線を基準として42度680メートルの点

ウ点 基点第786号から方位標を見通した線を基準として68度720メートルの点

エ点 基点第786号から方位標を見通した線を基準として83度850メートルの点

オ点 基点第786号から方位標を見通した線を基準として93度510メートルの点

カ点 基点第786号から方位標を見通した線を基準として116度30分400メートルの点

キ点 基点第786号から方位標を見通した線を基準として122度30分490メートルの点

2 地元地区 大船渡市末崎町

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第327号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先(小細浦)

(3) 漁場の区域 次の基点第790号及び基点第791号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第790号 大船渡市末崎町字神坂館ヶ崎東端の標識

基点第791号 大船渡市末崎町字神坂馬捨場の標識

2 地元地区 大船渡市末崎町

公示番号 一区第328号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先(片頭)

(3) 漁場の区域 次の基点第795号、ア、イ、ウ、エ及び基点第799号の4の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第795号 大船渡市末崎町字山岸皿込崎南側の標識

基点第796号 大船渡市末崎町字山岸皿込崎北側の標識

基点第799号の4 大船渡市末崎町字山岸122番地45の標識

方位標1 基点第791号(大船渡市末崎町字神坂馬捨場の標識)

方位標2 大船渡市大船渡町地先珊瑚島灯台(南側)の中心

方位標3 大船渡湾口北防波堤灯台の中心

ア点 基点第795号から方位標1を見通した線を基準として163度30分110メートルの点

イ点 基点第796号から方位標2を見通した線を基準として341度210メートルの点

ウ点 基点第796号から方位標2を見通した線を基準として33度30分360メートルの点

エ点 基点第799号の4から方位標3を見通した線を基準として350度30分350メートルの点

2 地元地区 大船渡市末崎町

3 条件 イ、ウ及びエの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第329号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃



(2) 漁場の位置 大船渡市末崎町地先（末崎）

(3) 漁場の区域 次の基点第 800 号の 2、ア、イ、ウ、エ及び基点第 815 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域から基点第 811 号の 1、オ、カ、キ、ク及び基点第 811 号の 2 の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域を除いた区域

基点第 800 号の 2 大船渡市末崎町字山岸長磯東端の標識

基点第 803 号の 1 大船渡市末崎町字大浜田の尻鼻の標識

基点第 804 号の 1 大船渡市末崎町大浜鳥帽子岩の標識

基点第 807 号の 1 大船渡市末崎町字西館地先点舞島の標識

基点第 811 号の 1 大船渡市末崎町字小中井門之浜漁港東防波堤基部 0 メートルの標識

基点第 811 号の 2 大船渡市末崎町字小中井門之浜漁港東防波堤基部から同防波堤上 220 メートルの標識

基点第 815 号 大船渡市末崎町と陸前高田市小友町との境界の標識

方位標 1 大船渡湾口北防波堤灯台の中心

方位標 2 大船渡市末崎町長崎漁港防波堤灯台の中心

方位標 3 基点第 807 号の 1（大船渡市末崎町字西館地先点舞島の標識）

方位標 4 陸前高田市広田町六ヶ浦漁港防波堤灯台の中心

方位標 5 大船渡市末崎町門之浜漁港東防波堤灯台の中心

ア点 基点第 800 号の 2 から方位標 1 を見通した線を基準として 5 度 340 メートルの点

イ点 基点第 803 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 69 度 30 分 1,160 メートルの点

ウ点 基点第 804 号の 1 から方位標 3 を見通した線を基準として 227 度 2,320 メートルの点

エ点 基点第 807 号の 1 から方位標 4 を見通した線を基準として 20 度 460 メートルの点

オ点 基点第 811 号の 1 から方位標 5 を見通した線を基準として 274 度 30 分 267 メートルの点

カ点 基点第 811 号の 1 から方位標 5 を見通した線を基準として 289 度 30 分 276 メートルの点

キ点 基点第 811 号の 1 から方位標 5 を見通した線を基準として 286 度 30 分 356 メートルの点

ク点 基点第 811 号の 1 から方位標 5 を見通した線を基準として 306 度 422 メートルの点

2 地元地区 大船渡市末崎町

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線を 4 等分した 3 点及びイとウ、ウとエの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 330 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町地先（只出）

(3) 漁場の区域 次の基点第 815 号、ア、イ、ウ、エ及び基点第 820 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 807 号の 1 大船渡市末崎町字西館地先点舞島の標識

基点第 815 号 大船渡市末崎町と陸前高田市小友町との境界の標識

基点第 820 号の 1 陸前高田市小友町只出漁港第 1 防波堤突端の標識

方位標 1 陸前高田市広田町六ヶ浦漁港防波堤灯台の中心

方位標 2 基点第 821 号（陸前高田市小友町と同市広田町との境界只出側の標識）

ア点 基点第 807 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 18 度 510 メートルの点

イ点 基点第 807 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 273 度 30 分 3,520 メートルの点

ウ点 基点第 807 号の 1 から方位標 1 を見通した線を基準として 291 度 4,000 メートルの点

エ点 基点第 820 号の 1 から方位標 2 を見通した線を基準として 166 度 30 分 210 メートルの点

2 地元地区 陸前高田市小友町

3 条件 ウ及びエの各点並びにウとエの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 331 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（大野湾）

(3) 漁場の区域 次の基点第 821 号の 2、ア、イ、ウ、エ、オ及び基点第 826 号の 2 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 821 号の 2 陸前高田市広田町字長洞田の尻一番崎の標識

基点第 826 号 陸前高田市広田町字天王前山の神の標識

基点第 828 号の 1 陸前高田市広田町字六ヶ浦地先長磯岩中央付近の標識

基点第 826 号の 2 陸前高田市広田町字六ヶ浦漁港北防波堤曲り角の標識

方位標 大船渡市末崎町碁石崎灯台の中心

ア点 基点第 828 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 299 度 30 分 1,405 メートルの点

イ点 基点第 828 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 312 度 1,295 メートルの点

ウ点 基点第 828 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 27 度 30 分 1,265 メートルの点

エ点 基点第 828 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 299 度 100 メートルの点

オ点 基点第 828 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 210 度 1,000 メートルの点

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにイとウの各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第332号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（根岬）

(3) 漁場の区域 次の基点第828号、基点第828号の1、ア、イ、ウ、エ及び基点第830号の1の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第828号 陸前高田市広田町字六ヶ浦165番地2の標識

基点第828号の1 陸前高田市広田町字六ヶ浦地先長磯岩中央付近の標識

基点第829号の2 陸前高田市広田町字黒崎9番地3の標識

基点第830号の1 陸前高田市広田町字赤坂角地19番地1の標識

方位標1 大船渡市末崎町碁石崎灯台の中心

方位標2 陸前高田市広田町地先椿島灯台の中心

ア点 基点第828号の1から方位標1を見通した線を基準として32度1,350メートルの点

イ点 基点第829号の2から方位標2を見通した線を基準として225度1,860メートルの点

ウ点 基点第829号の2から方位標2を見通した線を基準として257度30分1,610メートルの点

エ点 基点第829号の2から方位標2を見通した線を基準として331度2,380メートルの点

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件 ア、イ、ウ及びエの各点並びにアとイ、エと基点第830号の1の各点を結ぶ直線の中心点及びウとエの各点を結ぶ直線を4等分した3点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア及びイの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から2メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第333号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	のり養殖業	8月1日から翌年5月31日まで
	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで

第一種区画漁業	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（金入）

(3) 漁場の区域 次の基点第 835 号、ア、イ、ウ、基点第 842 号の 2、基点第 842 号の 1 及び基点第 840 号の 1 の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 835 号 陸前高田市広田町字集広田崎西鼻西端の標識

基点第 836 号 陸前高田市広田町字久保金室崎突端の標識

基点第 840 号の 1 陸前高田市広田町字久保広田町漁業協同組合蓄養センター左側角の標識

基点第 842 号の 1 陸前高田市広田町字泊地先南防波堤南端の標識

基点第 842 号の 2 陸前高田市広田町字泊地先南防波堤北端の標識

方位標 陸前高田市広田町字久保大入崎突端の標柱

ア点 基点第 836 号から方位標を見通した線を基準として 232 度 30 分 1,835 メートルの点

イ点 基点第 836 号から方位標を見通した線を基準として 269 度 30 分 1,610 メートルの点

ウ点 基点第 836 号から方位標を見通した線を基準として 326 度 30 分 1,970 メートルの点

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件 ア、イ及びウの各点並びにイとウ、ウと基点第 842 号の 2 の各点を結ぶ直線の中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ウ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 334 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	まつも養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃
	かれい・ひらめ小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市広田町地先（大陽）

(3) 漁場の区域 次の基点第 844 号、ア、イ、ウ及び基点第 852 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲

まれた区域

基点第 844 号 陸前高田市広田町字泊北防波堤突端の標識

基点第 849 号 陸前高田市広田町字大陽里大陽崎突端の標識

基点第 852 号 陸前高田市広田町と同市小友町との境界広田湾側のたたみ石の標識

方位標 1 陸前高田市広田町字泊地先赤磯灯標の中心

方位標 2 陸前高田市気仙町長部漁港南防波堤灯台の中心

ア点 基点第 849 号から方位標 1 を見通した線を基準として 38 度 30 分 1,850 メートルの点

イ点 基点第 849 号から方位標 1 を見通した線を基準として 126 度 30 分 1,840 メートルの点

ウ点 基点第 852 号から方位標 2 を見通した線を基準として 297 度 190 メートルの点

2 地元地区 陸前高田市広田町

3 条件 ア及びイの各点並びに基点第 844 号とアの各点を結ぶ直線の中心点及びアとイの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア点の最寄りの施設にあっては綠色標識灯、イ点の最寄りの施設にあっては赤色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 335 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市小友町地先（小友浦）

(3) 漁場の区域 次の基点第 852 号、ア、イ、ウ及び基点第 862 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 852 号 陸前高田市広田町と同市小友町との境界広田湾側のたたみ石の標識

基点第 854 号の 1 陸前高田市小友町字瀬沢西浜の標識

基点第 862 号 陸前高田市小友町字金浜 1 番地 4 の標識

方位標 陸前高田市気仙町長部漁港南防波堤灯台の中心

ア点 基点第 852 号から方位標を見通した線を基準として 310 度 190 メートルの点

イ点 基点第 854 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 297 度 30 分 1,670 メートルの点

ウ点 基点第 854 号の 1 から方位標を見通した線を基準として 329 度 1,585 メートルの点

2 地元地区 陸前高田市小友町

3 条件 ウ点及びウと基点第 862 号の各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 336 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	8月1日から翌年5月31日まで
	わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	うに垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市米崎町地先（米崎）

(3) 漁場の区域 次の基点第 863 号、ア、イ及び基点第 868 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 863 号 陸前高田市米崎町字堂の前 146 番地 6 の標識

基点第 865 号 陸前高田市米崎町字箔米ヶ崎突端の標識

基点第 868 号 陸前高田市米崎町字沼田 119 番地 2 の標識

方位標 陸前高田市気仙町長部漁港南防波堤灯台の中心

ア点 基点第 865 号から方位標を見通した線を基準として 304 度 30 分 2,170 メートルの点

イ点 基点第 865 号から方位標を見通した線を基準として 327 度 30 分 1,705 メートルの点

2 地元地区 陸前高田市米崎町

3 条件 ア及びイの各点並びにイと基点第 868 号の各点を結ぶ直線の中心点及び基点第 863 号とアの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 337 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	いがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市高田町地先（高田）

(3) 漁場の区域 次の基点第 869 号、ア、イ及び基点第 872 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 869 号 陸前高田市高田町字下宿 60 番地 21 の標識

基点第 872 号 陸前高田市高田町と同市気仙町との境界の標識

方位標 基点第 870 号 (陸前高田市高田町字中宿 68 番地の 2 の標識)

ア点 基点第 872 号から方位標を見通した線を基準として 76 度 1,975 メートルの点

イ点 基点第 872 号から方位標を見通した線を基準として 82 度 1,230 メートルの点

2 地元地区 陸前高田市高田町

3 条件 ア点及び基点第 869 号とアの各点を結ぶ直線を中心点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 338 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市気仙町地先 (松原)

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

基点第 872 号 陸前高田市高田町と同市気仙町との境界の標識

方位標 陸前高田市気仙町長部漁港南防波堤灯台の中心

ア点 基点第 872 号から方位標を見通した線を基準として 321 度 30 分 395 メートルの点

イ点 基点第 872 号から方位標を見通した線を基準として 321 度 30 分 1,230 メートルの点

ウ点 基点第 872 号から方位標を見通した線を基準として 359 度 30 分 1,000 メートルの点

エ点 基点第 872 号から方位標を見通した線を基準として 20 度 30 分 720 メートルの点

2 地元地区 陸前高田市気仙町

3 条件 イ及びウの各点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯 (イ点の最寄りの施設にあつては赤色標識灯) を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 一区第 339 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
	こんぶ養殖業	〃
	かき垂下式養殖業	〃
	ほたてがい垂下式養殖業	〃
	あわび垂下式養殖業	〃
	えぞいしかげがい垂下式養殖業	〃
	ほや垂下式養殖業	〃
	えむし垂下式養殖業	〃

	うに垂下式養殖業	〃
	さけ・ます小割式養殖業	〃

(2) 漁場の位置 陸前高田市気仙町地先（長部）

(3) 漁場の区域 次の基点第 873 号の 1、ア、イ及び基点第 881 号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点第 873 号の 1 陸前高田市気仙町長部漁港南防波堤先端の標識

基点第 878 号 陸前高田市気仙町字福伏地先赤磯島東端の標識

基点第 881 号 岩手県と宮城県との境界の標識

方位標 基点第 870 号（陸前高田市高田町字中宿 68 番地の 2 の標識）

ア点 基点第 878 号から方位標を見通した線を基準として 16 度 30 分 1,620 メートルの点

イ点 基点第 878 号から方位標を見通した線を基準として 99 度 2,175 メートルの点

2 地元地区 陸前高田市気仙町

3 条件 ア及びイの各点並びにアとイの各点を結ぶ直線を 3 等分した 2 点の最寄りの施設に夜間は黄色標識灯（ア及びイの各点の最寄りの施設にあつては緑色標識灯）を、昼間は標識物標をそれぞれ海面から 2 メートル以上の高さに設置しなければならない。

公示番号 三区第 101 号

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第三種区画漁業	あわび養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

(2) 漁場の位置 宮古市音部地先（ひかえ浜）

(3) 漁場の区域 次の点ア、イ、ウ、エ、オ及びカの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第 191 号の 8 宮古市音部地先ミナト尻北の標識

方位標 宮古市音部音部漁港北防波堤灯台の中心

ア点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 43 度 50 分 353 メートルの点

イ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 27 度 50 分 330 メートルの点

ウ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 25 度 50 分 350 メートルの点

エ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 11 度 453 メートルの点

オ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 17 度 50 分 513 メートルの点

カ点 基点第 191 号の 8 から方位標を見通した線を基準として 22 度 560 メートルの点

2 地元地区 宮古市重茂及び音部